

第 53 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4	分析・サンプリング法部会（CCMAS）議題 4（a）について
5-(1)	第 45 回 食品添加物部会（CCFA）議題
5-(2)	第 45 回 食品添加物部会（CCFA）概要
6-(1)	第 7 回 食品汚染物質部会（CCCF）議題
6-(2)	第 7 回 食品汚染物質部会（CCCF）概要
7-(1)	第 45 回 残留農薬部会（CCPR）議題
7-(2)	第 45 回 残留農薬部会（CCPR）概要
8-(1)	第 41 回 食品表示部会（CCFL）議題
8-(2)	第 41 回 食品表示部会（CCFL）概要
9-(1)	第 36 回 総会（CAC）仮議題〔仮訳〕
9-(2)	第 36 回 総会（CAC）主な検討課題
10-(1)	第 21 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）仮議題〔仮訳〕
10-(2)	第 21 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）主な検討課題

第 53 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 25 年 6 月 17 日（月）
13:30 ～ 16:30

場所：霞が関中央合同庁舎 4 号館
共用会議室 1219～1221 号室

議 事 次 第

1. 議題

○最近のコーデックス委員会で検討された議題について

- ① 第45回 食品添加物部会
- ② 第 7回 食品汚染物質部会
- ③ 第45回 残留農薬部会
- ④ 第41回 食品表示部会

○今後のコーデックス委員会で検討される議題について

- ⑤ 第36回 総会
- ⑥ 第21回 食品残留動物用医薬品部会

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

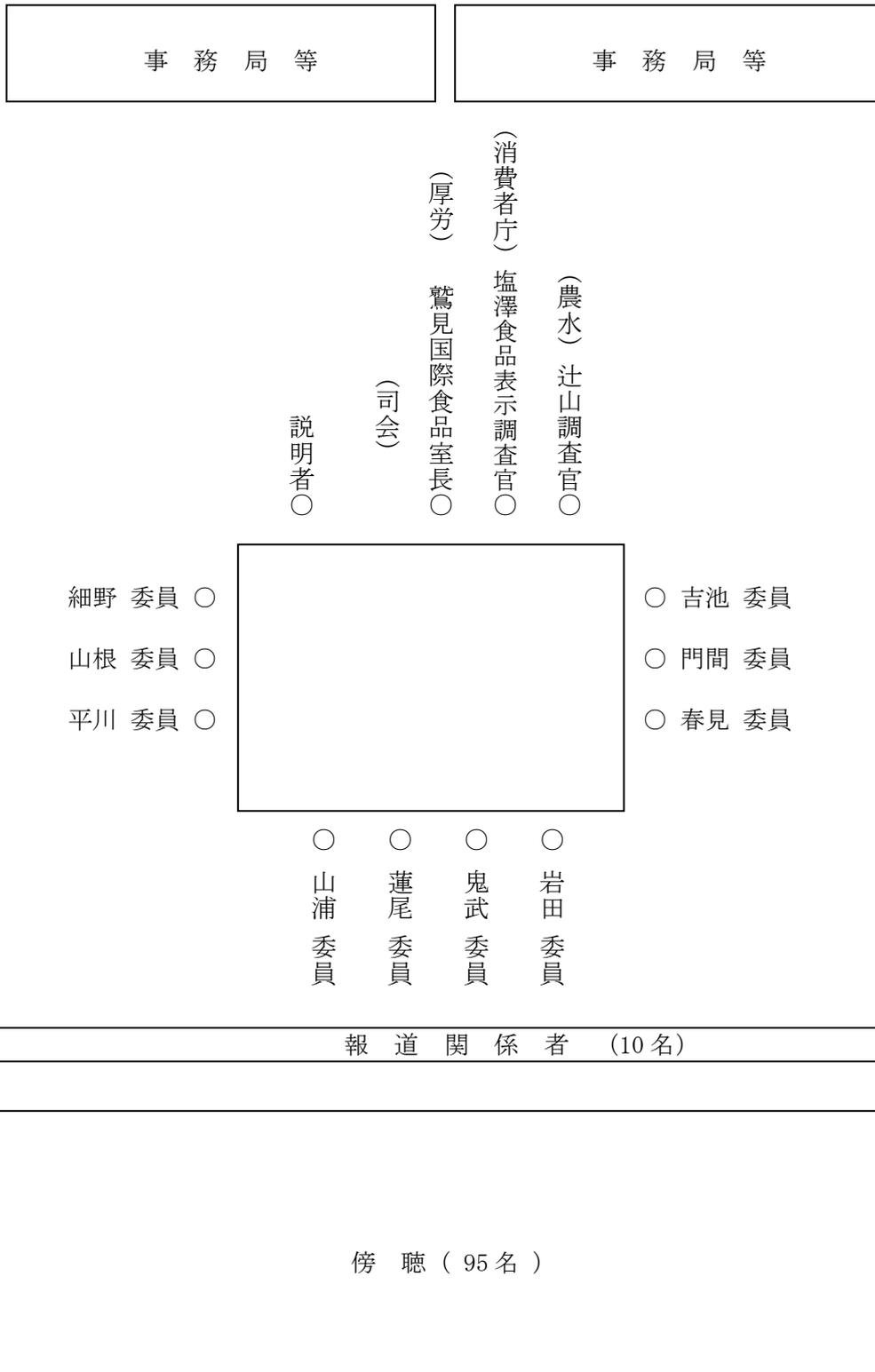
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 専門委員
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 開発企画室 室長
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 シニアアドバイザー
ほその 細野	あきよし 明義	公益財団法人 日本乳業技術協会 常務理事
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授

第 53 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 25 年 6 月 17 日 (月) 13:30~16:30

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219~1221 号室



(参考) 第 52 回コーデックス連絡協議会資料 (抜粋)

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 34 回コーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

議題 4a : 食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則

今次部会で作成した Principle について、Step 8 で第 36 回総会での採択を求めることが合意。

原則 1 : 透明性確保と取引開始前の合意

取引開始前や輸入検査プログラムの導入又は改訂の際には、関係者は、コーデックスの基準又は輸入国の基準 (the specification of Codex or the importing country) に適合するかどうか評価するために用いられる予定のサンプリング及び検査手順 (sampling and testing procedure) について合意に至るべきである。

この事前合意では、紛争 (Dispute) の際に用いるサンプリング及び検査の手順についても決めておくべきである。

原則 2 : 製品の評価手順の要素

取引される食品が基準に適合しているかを評価するために用られるサンプリング及び検査は次の 3 つの要素から成り、評価手順が選択される際には 3 つの要素全てが検討されるべきである。

- サンプリングプラン (sampling plan) に則った、ロット又はコンサインメント (a lot or consignment) からのサンプルの採取
- 検査結果を得るための、採取されたサンプルの試験 (examination) 又は分析 (analysis) (サンプル調製及び検査法)
- 得られた検査結果を用いて (適合性評価の結果の) 決定 (decision) に至る上での規準 (Criteria)

原則 3 : 誤った決定の確率

食品がサンプリングされ検査される際には、常に、ロット又はコンサインメントを誤って受け入れたり誤って拒否する確率があり、これは輸出者と輸入者の双方に影響するものであるが、この誤った決定の確率を完全に排除することは出来ない。

この誤った決定の確率は、数値的に評価されコントロールされるべきであり、そのために、可能であれば国際的に認められた規格 (standard) に記述されている方法論を用いるべきである。

原則 4 : 適切なサンプリング及び検査手順の選択

選択されるサンプリング及び検査の手順は、

- 既存のコーデックス規格を考慮し、科学に基づいたものあるべき
- サンプルングされ検査される食品品目及びロット又はコンサインメントに適したものであるべき
- 目的に適合したものであり、一貫性をもって適用されるべき

サンプルング及び検査の手順の選択は、

- コスト、評価の所要時間、ロット又はコンサインメントへ近づくことができるかなど、実行可能性を考慮するべき。また、基準に適合しないロット又はコンサインメントの受け入れ確率が高くなり過ぎないようにするべき。
- ロット又はコンサインメントの中のバラツキを考慮するべき。

原則 5：分析に起因する測定値の不確かさ

製品の評価手順の選択は、分析に起因する測定値の不確かさ（analytical measurement uncertainty）及び分析に起因する測定値の不確かさが意味すること（its implications）を考慮するべきである。

原則 6：目的への適合性

サンプルングと試験の手順が、誤ってロットあるいはコンサインメントを受け入れるもしくは拒否する許容できる確率を有し、適切な決定基準と共に使われるのであれば、それらは対象とする製品評価の目的に適している。

原則 7：手順の見直し

サンプルング及び検査の手順は、最新の科学的知見や情報に基づいて定期的に見直さなければならない。

コーデックス連絡協議会

CCMAS 参考基礎資料

食品安全に対する基本的考え方

「最終製品の検査」から生産・流通・消費の一連の「過程の管理」へ！

適切な行動、方法を示すため**実施規範**を策定

【コーデックスの考え方】

- 1)食品汚染の防止、低減のため、試験研究・対策を実施
- 2)実態調査等に基づき、含有実態及び対策の効果を評価
- 3)必要であれば、基準値を設定、またはその他の規制措置

各段階における生産・製造法の改善が基本

規制(基準設定)はリスク管理措置の一つ

2

汚染物質の基準値作成の原則(ALARAの原則)
(Codex 食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格)

As Low as Reasonably Achievable

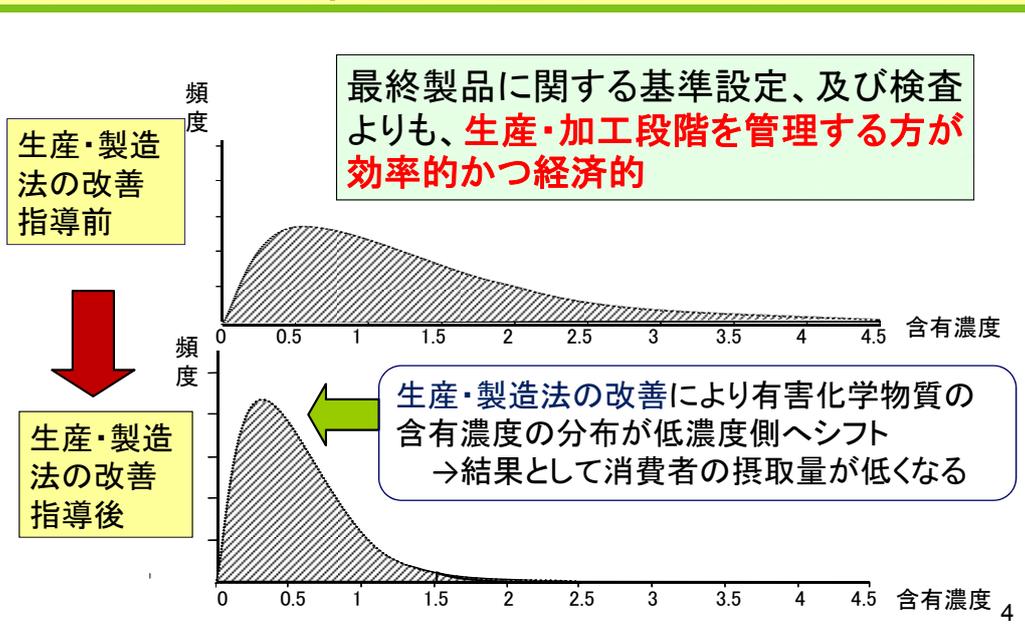
最大基準値は、

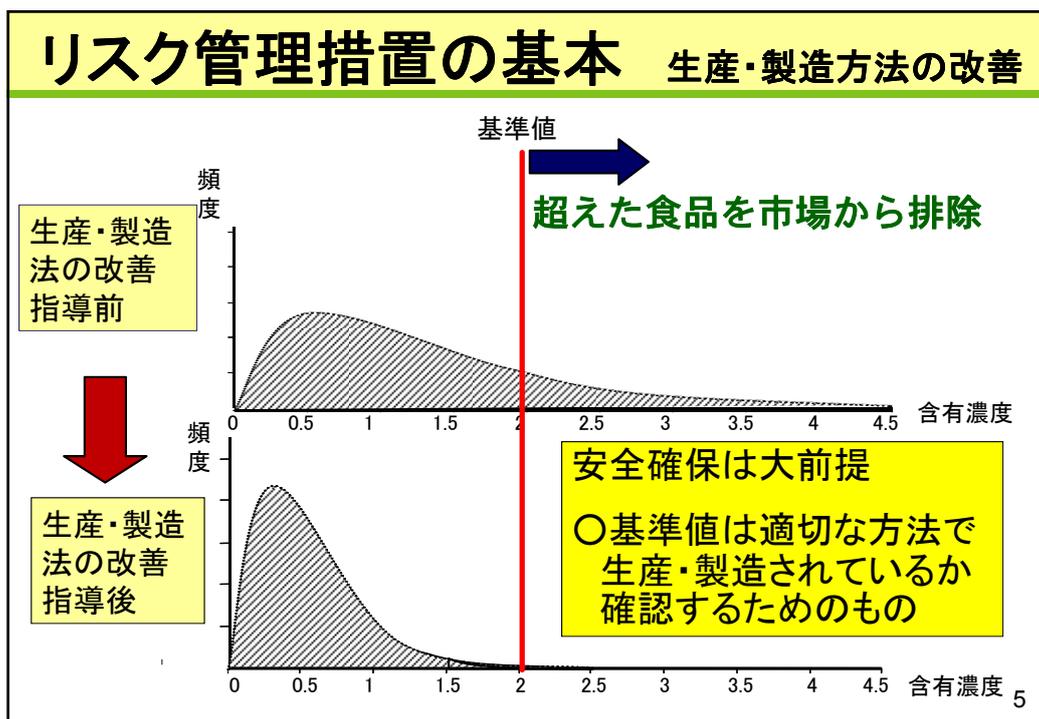
- 合理的に達成可能な範囲でできる限り低く設定
- 生産や取引の不必要な中断を避けるため、食品中の汚染物質の通常の濃度範囲よりもやや高いレベルに設定

- ✓ 消費者の健康保護が図られること
- ✓ 適切な技術や手段の適用によって、汚染しないように生産されていること が前提

3

リスク管理措置の基本 生産・製造方法の改善





◎ 食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則(Principle)

Principle 3 及び Principle 5

1 間違った決定の確率

原則3: 誤った決定の確率

食品がサンプリングされ検査される際には、常に、ロット又はコンサインメントを誤って受け入れたり誤って拒否する確率があり、この誤った決定の確率を完全に排除することは出来ない。

誤った決定の確率は、数値的に評価されコントロールされるべき。そのために、可能であれば国際的に認められた方法論を用いるべき。

1 間違った決定の確率

原則中の「誤って受け入れたり誤って拒否する確率」

⇒ 統計学の次の2つの用語を意味

生産者危険 α

本当は合格するはずの品質の高いロットであるのに、「不合格」としてしまう確率（あわて者の誤り）

消費者危険 β

合格させたくない品質の悪いロットであるのに、「合格」としてしまう確率（ぼんやり者の誤り）

サンプリングプラン

抜き取るサンプルの大きさと合否判定基準の組み合わせのこと

➤ Attribute Sampling Plan (計数規準型)

サンプル中の不良品の数^数を合否判定の基準とする方式

※サンプルの特性が定性的又は定量的な場合に使用

➤ Variable Sampling Plan (計量規準型)

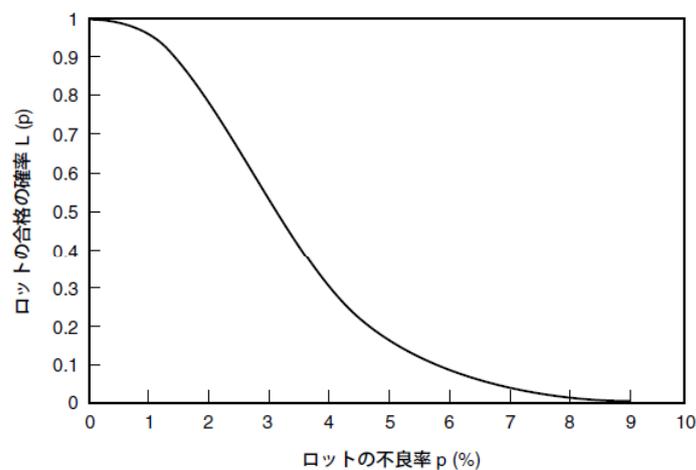
サンプルの特定の品質特性に関する平均値^{平均値を事前の基準値と比較し}、合否を判定する方式

※サンプルの特性が定量的な場合に使用

9

OC曲線 (Operating Characteristic Curve)

あるサンプリングプランを用いたときの、ロットの品質と合格確率の関係を示した曲線。



10

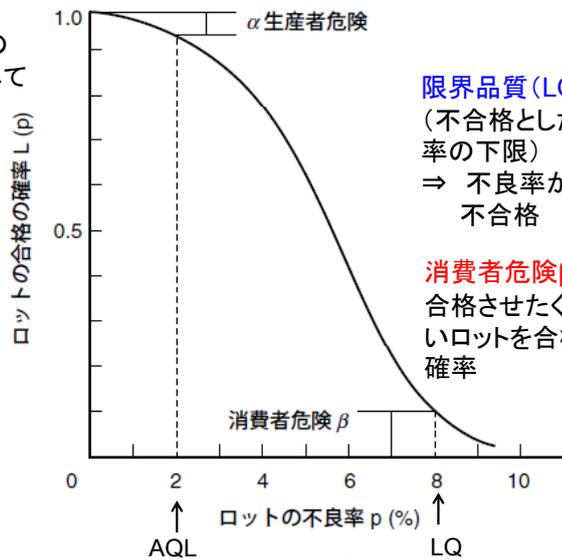
生産者危険(α)と消費者危険(β), AQLとLQ

生産者危険 α

合格するはずの品質の高いロットを不合格としまう確率

合格品質水準(AQL)

合格させたいロットの不良率の上限
(これ以上の品質でなければ不合格となる確率(生産者危険)が大きくなる限界)
⇒ 不良率がAQLより小さいとき合格



限界品質(LQ)

(不合格としたいロットの不良率の下限)
⇒ 不良率がLQより大きい時不合格

消費者危険 β

合格させたくない品質の悪いロットを合格としてしまう確率

図: NECエレクトロニクス 品質信頼性ハンドブック¹¹

Attribute Sampling Plan の例

ロットサイズ		ゆるい検査 Reduced	なみ検査 Normal	きつい検査 Tightened
2-8	n	2	2	3
	AQL=0.65 の c	0	0	0
	AQL=2.5 の c	0	0	0
	AQL=6.5 の c	0	0	0
⋮				
1201-1320	n	20	125	200
	AQL=0.65 の c	1	2	2
	AQL=2.5 の c	1	7	8
	AQL=6.5 の c	3	14	18

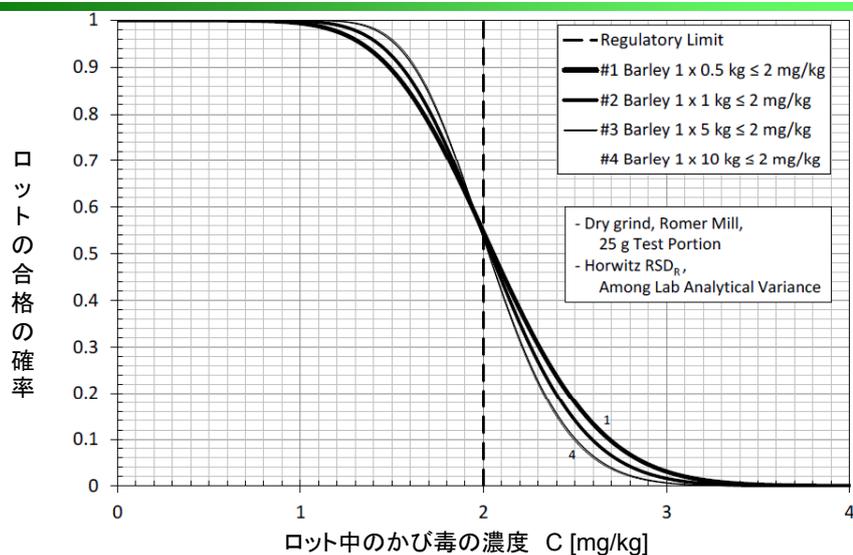
例: ロットサイズ1300、合格品質水準(AQL)が2.5%の なみ検査

ロットから125個抜き取った各検体を分析し、不適合品が7個以内であれば当該ロットを合格とする。

n: 抜き取り数
c: 合格判定個数

(参考) General guidelines on sampling (CAC/GL 50-2004) ¹²

穀物中のかび毒のサンプリングプランの検討例



基準値に対し、生産者危険及び消費者危険を考慮して、
データに基づいて、**抜取数、一回の抜き取り当たりの採取重量等**を検討

13

2 測定の不確かさ

Measurement Uncertainty

原則5: 分析に起因する測定値の不確かさ

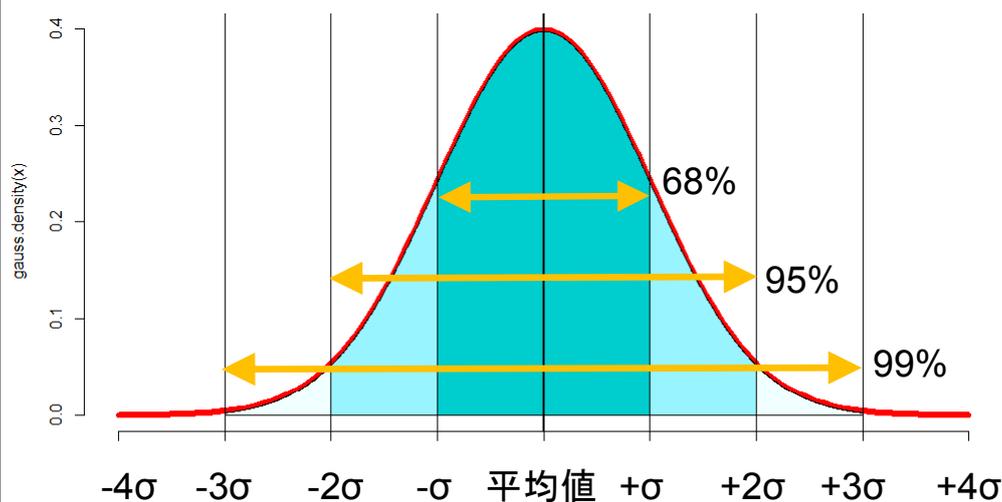
製品の評価手順の選択は、分析に起因する**測定値の不確かさ**(analytical measurement uncertainty)及び**分析に起因する測定値の不確かさ**が意味することを考慮するべきである。

分析値のばらつきについて

- 同じものを**何度も分析**すると、その分析値は**ばらつき**、正規分布を示す
- 化学物質の分析では、**試験室間での再現性**については、食品の種類や分析対象の化学物質の種類、分析法ではなく、**分析対象の成分の濃度に依存**することが報告されている

15

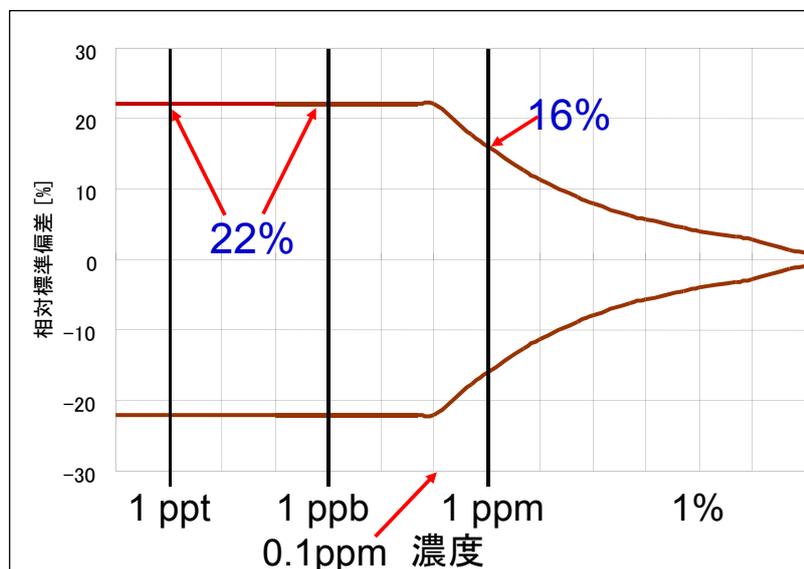
(参考) 標準正規分布のグラフ



※ 標準正規分布では平均値 $\pm\sigma$ (標準偏差)の範囲に68%。
平均値 $\pm 2\sigma$ (標準偏差の2倍)の範囲に95%のものが含まれる。

16

化学物質の濃度と測定値の相対標準偏差



Thompson, M., Analyst, 125, 385-386 (2000)

17

(参考) 相対標準偏差について

$$\text{相対標準偏差 (\%)} = \text{標準偏差} \div \text{平均値} \times 100$$

変動係数CV (coefficient of variation)と同一

(参考)

例えば、

- ・ゾウの集団の体重測定をした結果、標準偏差が100 kg
 - ・ネズミの集団の体重測定をした結果、標準偏差が10 g
- であったとする。単純に標準偏差を比べて、ゾウの集団のほうがバラツキが大きいと言えるか？

ゾウとネズミでは、そもそもの体重が違うので、標準偏差を直接比較しても、どちらのバラツキが本質的に大きいかは評価が困難。

標準偏差を平均値で割った「相対標準偏差」を使うと比べやすい。

18

測定の不確かさ(1)

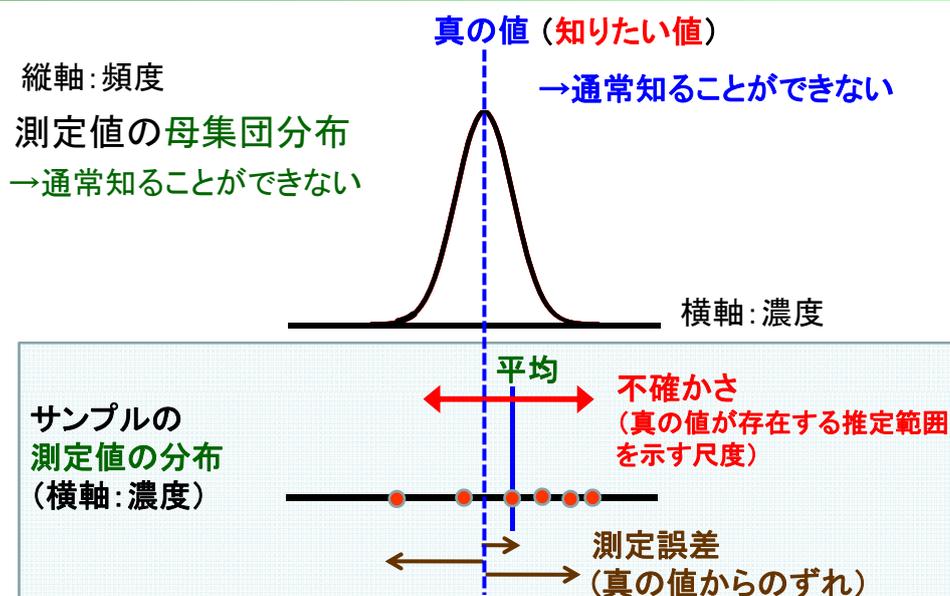
- 測定値からどの程度のばらつきの範囲内に「真の値」があるかを示す尺度
※粗雑な手法で分析をするということではない。
- 実際には、分析の「確かさ」を示すもの
- 実験データ及び統計解析で求められる

<参考>

"International vocabulary of basic and general terms in metrology",
ISO 1993, 2nd Edition.

19

「測定の不確かさ」と「測定誤差」の違い



20

＜(標準)不確かさの求め方＞

①ボトムアップ方式

測定ステップごと(例えば、量りの精度、分析用メスシリンダーの目盛の精度等)に、不確かさを計算し、それを合計する。

②トップダウン方式

複数の試験室で、同じ分析法を用いて、同じ(均一な)試料を分析した時(室間共同試験や技能試験)の分析値のばらつきのデータを使用する。

(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CAC/GL 54-2004)

21

測定の不確かさの典型値(化学物質の場合)

濃度	拡張不確かさ U の典型値	予期される分析結果の範囲
100 g/100g	4%	96 ~ 104 g/100g
10 g/100g	5%	9.5 ~ 10.5 g/100g
1 g/100g	8%	0.92 ~ 1.08 g/100g
1 g/kg	11%	0.89 ~ 1.11 g/kg
100 mg/kg	16%	84 ~ 116 mg/kg
10 mg/kg	22%	7.8 ~ 12.2 mg/kg
1 mg/kg	32%	0.68 ~ 1.32 mg/kg
< 100 µg/kg	44%	0.56 x 濃度 ~ 1.44 x 濃度 µg/kg

CAC/GL 54-2004 GUIDELINES ON MEASUREMENT UNCERTAINTY

22

測定の不確かさ(2)

➤ Codexガイドラインは、不確かさの見積もりを要求

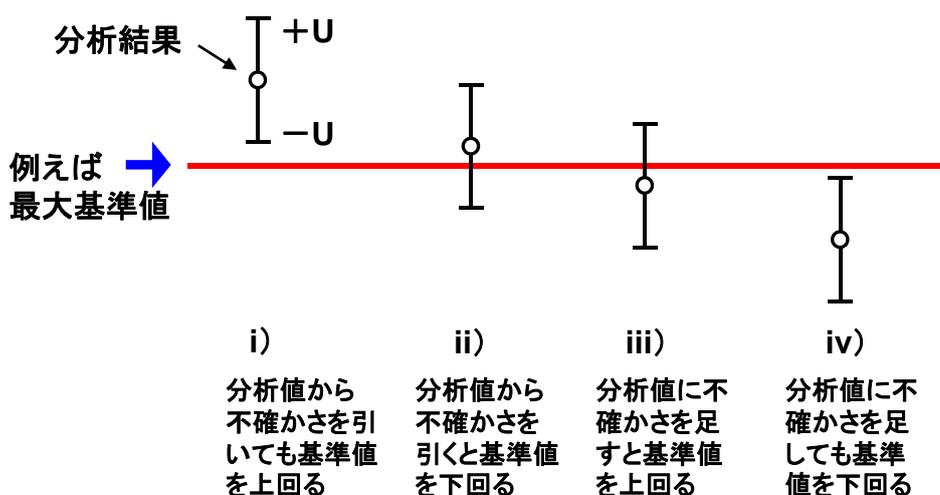
- 分析結果は $x \pm U$ (拡張不確かさ) の形で報告
(x : 分析値、 U : 拡張不確かさ)
($U = 2u$ 、 u : 標準不確かさ)

標準不確かさの2倍を「**拡張不確かさ**」とする

(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CAC/GL 54-2004)

23

分析結果と基準値との関係



(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CAC/GL 54-2004)

24

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 45 回食品添加物部会 (CCFA)

日時：2013 年 3 月 18 日（月）～3 月 22 日（金）

場所：北京（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO / WHO 及び第 76 回 FAO / WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合をとるためのディシジョンツリーの適用
4(c)	食品添加物の摂取量の評価のためのガイドライン（CAC/GL 03-1989）の改訂に向けた討議文書
5(a)	GSFA 表 3 に規定されている pH 調整剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項の提案及び表 3 に規定される乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項を策定するための水平アプローチの提案
5(b)	GSFA におけるアルミニウムを含む食品添加物条項の提案
5(c)	アスパルテーム・アセスルファム塩（INS 962）の食品添加物条項の原案（CL 2012/5-FA Part B, point 7 への回答）
5(d)	食品分類 08.0 “家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉及び食肉製品” におけるナイシン（INS 234）の使用に関する新規提案（CL 2012/5-FA Part B, point 8 への回答）
5(e)	食品分類 16.0 “調理済み食品” における食品添加物条項の新規提案（CL 2012/5-FA Part B, point 9 への回答）

5(f)	GSFA の食品添加物条項の新規／改訂の提案 (CL 2012/5-FA Part B, point 10 への回答)
5(g)	アセスルファミウム (INS 950) の食品添加物条項への注釈 188 の適用及びアスパルテム (INS 951) の食品添加物条項への注釈 191 の適用の提案
6	食品添加物の国際番号システムの変更／追加に関する提案
7	第 76 回 JECFA 会合の食品添加物の同一性及び純度に関する規格
8(a)	JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案 (CL 2012/8-FA への回答)
8(b)	JECFA による着色料の再評価のための優先リストの提案
9	その他の事項及び今後の作業
9(a)	加工助剤のデータベース - データベースへの登録基準
9(b)	GSFA の注釈 161 の勧告に関する討議文書
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

第 45 回食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 3 月 18 日 (月) ～3 月 22 日 (金)

場所：北京 (中華人民共和国)

2. 参加国及び国際機関

66 加盟国、1 加盟機関 (EC)、33 国際機関 合計 255 人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部国際食品室 室長	鷺見 学
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 専門官	大井 恒宏
厚生労働省医薬食品局食品安全部国際食品室 技官	石亀 貴士
農林水産省大臣官房審議官 (兼消費・安全局)	別所 智博
農林水産省消費・安全局消費安全政策課 課長補佐	阪本 和広
国税庁課税部鑑定企画官付 鑑定官	重田 知也
内閣府食品安全委員会事務局評価課 添加物係長	中矢 雄太
国立医薬品食品衛生研究所添加物部 部長	穂山 浩

テクニカルアドバイザー

(社)日本食品衛生協会	平川 忠
(社)日本食品衛生協会	林 新茂
(社)日本食品衛生協会	岡村 弘之

4. 概要

主要な議題の概要は以下のとおり。

議題 5. 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

本議題を議論するための物理的作業部会 (議長国：米国) が本部会の直前に開催され、13 の勧告¹等とりまとめられた。これらをもとに議論が進められた。

議題 5(a) GSFA 表 3 に規定されている pH 調整剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項の提案及び表 3 に規定される乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項を策定するための水平アプローチの提案

¹ CRD2:ftp://ftp.fao.org/codex/meetings/CCFA/CCFA45/CRDs/fa45_crd02x.pdf

(経緯)

これまでに GSFA（食品添加物に関する一般規格）²の表 3³にある食品添加物のうち、「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」としての機能を有する食品添加物について、表 3 の付表にある食品分類の個別の規格及び水平アプローチ案（添加物条項を効率的に策定するために、「食品分類」を「pH 調整剤」又は「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用が妥当なもの、そうでないもの、ケースバイケースで判断するものに分類したもの）の作成を進めている。第 44 回部会では、電子作業部会（議長国：米国）がとりまとめた「pH 調整剤」の水平アプローチ案のみが議論された。「pH 調整剤」の規格及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の規格及び水平アプローチについては、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、引き続き検討を行うこととされた。電子作業部会では、第 44 回部会において議論されなかった添加物条項について、同部会で示された各国コメントを踏まえ、今回の部会で議論する作業文書を作成した。

(結果)

今次部会では、まず、食品分類ごとに「pH 調整剤」の使用が妥当かどうかについて議論し、「食品分類」を①pH 調整剤の使用が妥当なもの、②妥当でないもの、③ケースバイケースで判断するものに分類した。「食品分類」の分類の結果に以下の原則を適用し食品添加物条項を作成することになった。

- ① 使用が妥当な食品分類：食品添加物条項（案）を全て承認にする（食品中の最大濃度の修正や注釈の追加は可能）。
- ② 使用が妥当でない食品分類：全ての食品添加物条項の案を承認しない。このうち、食品添加物の機能として pH 調整剤しかないものは、規格の策定を中止する。pH 調整剤以外の機能も有する食品添加物は、これまでのステップを維持する。
- ③ ケースバイケースで判断する食品分類：これまでどおり食品添加物条項の案を一つずつ議論。

「乳化剤、安定剤、増粘剤」についても同様の作業原則で規格策定をすすめたが、時間の制約があり、食品分類 6.2 食用粉、デンプン以降の食品分類は、議論ができなかった。

勧告 4（添加物条項の承認）

² コーデックスにおける食品添加物の最も基本的な規格。食品添加物の使用に関する一般原則（食品添加物の安全性、使用の妥当性及び適正製造規範（GMP）の考え方等）、食品へのキャリーオーバー（食品の原材料の製造等に使用した食品添加物が食品中に存在すること）の考え方等の他、生鮮食品及び加工食品を階層的に分類した「食品分類システム」や、個別の食品添加物について、使用が認められている食品分類ごとに食品中の最大濃度を規定した「食品添加物条項」等から構成されている。

³ JECFA における評価の結果、「ADI（一日摂取許容量）を特定しない」と評価された食品添加物がリスト化されている。これらの添加物については、GMP の原則に従って使用する場合には食品全般での使用が許容されており、具体的な規格（対象食品分類及び食品中の最大濃度）を設定する必要はない。ただし、表 3 の付表に掲載された特定の食品分類に、表 3 にある食品添加物を使用する場合は、表 1 及び表 2 に個別に食品中の最大濃度を規定する必要がある。

一部誤記を修正した上で作業部会の勧告を承認した(具体的な添加物条項は第 45 回 CCFA 報告書⁴の Appendix VI)。

勧告 5 (添加物条項の中止)

作業部会の勧告を承認した (具体的な添加物条項は第 45 回 CCFA 報告書 Appendix VIII)。

勧告 6 (栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) への要請)

「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格」(CODEX STAN 72-1981)では、必須成分であるナトリウム、カリウム、カルシウムに最小値、最大値の基準が定められている。ナトリウム、カリウム、カルシウムを含む食品添加物の規格には、食品添加物条項と必須成分としての基準の整合を取るため、注釈 55 (単独又は組合せで、個別食品規格で規定するナトリウム、カルシウム及びカリウムの限度内)を適用している。ところが、個別食品規格の中で、ナトリウム、カリウム、カルシウムを含む食品添加物の食品中の最大濃度が GMP となっているものには、必須成分としての基準と整合させるための記載がない。このため、これらの食品添加物条項に注釈 55 を適用すべきかどうかを明確にするよう、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) に要請することで合意した。

勧告 7 (食品分類 13.2 「乳児用及び幼児用補完食」に係る中止又は採択の検討)

GSFA の食品分類 13.2 には、「ベビーフード缶詰の規格」(CODEX STAN 73-1981)と「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格」(CODEX STAN 72-1981)の二つの個別食品規格が含まれている。また、食品分類 13.2 に含まれる食品は、上記のいずれかの個別食品規格に含まれる。

作業文書に示されていた食品添加物条項の案は、どちらかの個別食品規格で認められていれば、食品分類 13.2 に含まれる全ての食品への使用を認めるというものであった(例:ベビーフードの缶詰の規格で使用が認められていれば、乳児用調整乳にも使用できる)。

部会では、食品分類 13.2 に係る「pH 調整剤」の添加物条項とこれら 2 つの個別食品規格との整合性を検討し、一方の規格でしか認められていないものは、もう一方の規格では認めない旨の注釈を付けるなどの修正を行った。

最終的に乳酸ナトリウム (INS 324) 及び乳酸三カルシウム (INS 333(iii)) の作業を中止し、これら以外は一部修正を行った上で第 36 回総会に進めることとされた。また、CODEX STAN 73-1981 及び CODEX STAN 74-1981 の両方でナトリウムの最大限度が設定されている。CODEX STAN 73-1981 の添加物条項 (例:クエン酸及びナトリウム塩) でナトリウムの最大限度値を超えないよう注釈が付されているように CODEX STAN 74-1981 の関連する添加物条項にもナトリウムの最大限度に関する注釈を適用するべきかどうかを明らかにするよう、CCNFSDU に要請することに合意した。

勧告 8 (食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」における添加物条項)

作業部会の勧告を受け、食品分類 14.2.3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーへの「pH

⁴ http://www.codexalimentarius.org/download/report/796/REP13_FAe.pdf

調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用に関する水平アプローチ案及び添加物条項案の作成、並びにこれ以外の食品添加物についての条項案の検討を行うため、電子作業部会（議長国：フランス）を設置することとされた。

勧告 9（食品分類 01.1.1「乳及びバターミルク（プレーン）」等における添加物条項）

食品分類 01.1.1「乳及びバターミルク（プレーン）」、01.1.1.1「乳（プレーン）」及び 01.1.1.2「バターミルク（プレーン）」の解説文では、この食品分類に含まれる食品に食品添加物を使用することは認められていない。しかし、この食品分類に含まれる食品には、UHT 乳、還元乳など食品添加物の使用が技術的に妥当と考えられる食品が含まれているとの問題が提起された。

この問題に対処するため、電子作業部会（議長国：ニュージーランド）において、以下の点を検討することとされた。

- (i) 食品分類 01.1.1、01.1.1.1、01.1.1.2 及び 01.1.2「着香及び/又は発酵乳飲料（チョコレートミルク、ココア、エッグノッグ、ヨーグルト飲料、ホエイ飲料など）」の解説文が、上記の食品分類に含まれる食品への技術的に妥当な食品添加物の使用に与える影響を考察すること
- (ii) 食品添加物の使用が技術的に妥当な食品であるにもかかわらず、解説文の中では食品添加物の使用が認められていないことに対処するための勧告の作成
- (iii) 上記の食品分類に対する乳化剤、安定剤及び増粘剤の使用に関する水平アプローチ案の作成

勧告 10

食品分類 04.1.1.2「表面処理した果実」、4.2.1.2「表面処理した生鮮野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む）、海藻、並びに種実類」並びに 06.1「米を含む全粒の、粉碎された又はフレーク状の穀粒」から 14.1.5「コーヒー、コーヒー代用品、茶、ハーブティー及びココアを除くその他の穀物及び穀粒ホットドリンク」における「乳化剤、安定剤、増粘剤」の水平アプローチについて、次回の部会の直前に開催予定の物理的作業部会で検討することを了承した。

「乳化剤、安定剤及び増粘剤」の技術的機能を有する食品添加物についての水平的アプローチ

作業部会が合意した「乳化剤、安定剤及び増粘剤」の水平アプローチ案に基づき検討し、以下のとおりとすることで合意した。

○使用が妥当：

食品分類 04.2.2.7「食品分類 06.8.6、06.8.7、12.9.1、12.9.2.1 及び 12.9.2.3 の発酵大豆製品を除く発酵野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物及びアロエを含む）及び海藻製品」

→これらの食品分類については、「乳化剤、安定剤、増粘剤」の機能を有する表 3 の食品添加物の条項は GMP で採用

○使用が妥当でない：

①食品分類 04. 1. 1 「生鮮果実」、②04. 1. 1. 1 「未処理の生鮮果実」、③04. 1. 1. 3 「皮をむいた又はカットした生鮮果実」、④04. 2. 1 「生鮮野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物及びアロエを含む）、海藻、ならびに種実類」、⑤04. 2. 1. 1 「未処理の生鮮野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物（大豆を含む）及びアロエを含む）、海藻、ならびに種実類」、⑥4. 2. 1. 3 「皮をむいた、カットされた又は細かく刻んだ生鮮野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物及びアロエを含む）、海藻、ならびに種実類」、⑦4. 2. 2. 1 「冷凍野菜（キノコ・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物及びアロエを含む）、海藻、ならびに種実類」

→これらの食品分類については、

- ・「乳化剤、安定剤、増粘剤」の機能のみを有する食品添加物の条項は中止
- ・「乳化剤、安定剤、増粘剤」及び「pH 調整剤」以外の機能も有する食品添加物の条項は、現在のステップに留める

議題 5(b) GSFA におけるアルミニウムを含む食品添加物条項の提案

（経緯）

JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）⁵におけるアルミニウムのリスク評価の結果、PTWI（暫定耐容週間摂取量）⁶が変更されたことに伴い、GSFA の食品添加物条項を見直しを進めている。これまでに、アルミニウムを含む食品添加物の食品中の最大濃度はアルミニウム換算し、かつ具体的な数値を表記すべきこと、数値表記されていない添加物条項は廃止又は作業を中止することで合意している。第 44 回部会においては時間の制約から、提案された個別の食品添加物条項の勧告（採択、さらなる検討、コメントの回付及び廃止又は中止）のうち、食品添加物条項を廃止又は中止するもののみが議論された。残りの食品添加物条項については、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、引き続き検討を行うこととされていた。

（結果）

勧告 1（添加物条項の採択）

部会は作業部会の勧告を承認し、ステップ 8 又は 5/8 での採択のために、これらの添加物条項を第 36 回総会に送った（具体的な添加物条項は第 45 回 CCFA 報告書 Appendix VIII）。これについて、EU 及びノルウェーは留保を表明した。

また、その他、以下のようなやり取り等があった。

- ・日本より、食品分類 7. 1. 2 「甘いクラッカーを除くクラッカー」及び 7. 1. 3 「その他の通

⁵ FAO と WHO が合同で運営する専門家の会合として、1956 年から活動を開始。FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、添加物、汚染物質、動物用医薬品などの安全性評価を行っている。

⁶ 摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量を耐容一日摂取量といい、一週間当たりの摂取量を耐容週間摂取量という。意図的に使用されていないにもかかわらず食品中に存在する化学物質（重金属、かび毒など）を経口摂取する場合でも、健康への悪影響がないと推定される量を耐容摂取量という。

常のベーカリー製品（ベーグル、ピタ、イングリッシュマフィンなど）」における硫酸アンモニウムアルミニウム（INS 523）の基準値について、次回の部会で改訂案を提出する旨を報告した（現在の案は 100 mg/kg）。改定案は、2011 年 4 月から 2013 年 3 月に実施したトータルダイエットスタディー⁷に基づいたものとする予定である。これについてコーデックス事務局は、規格の改定案は、部会の議事録に付属している、GSFA に係る食品添加物条項の新規提案又は改訂提案を要請する回付文書に対する回答として、提出することができる旨を指摘した。

- ・EU は、食品添加物由来のアルミニウムのばく露を規制するために欧州諸国ですでに実施されている対策について部会に報告した。これらの対策には着色料のアルミニウムレーキについての検討及び不純物としてアルミニウムを含む添加物の規格改訂も含まれていた。EU の見解としては、あらゆる起源に由来するアルミニウムばく露は依然不明であるため、これでも PTWI を超過する可能性があるという懸念を表明した。ノルウェーはこの見解を支持した。

勧告 2（作業中止）及び勧告 3（他の委員会への勧告）

部会は、作業部会が作成した作業中止の勧告を承認した（具体的な添加物条項は第 45 回 CCFA 報告書 Appendix VIII）。また、部会は、休止中の部会が策定した個別食品規格に含まれるアルミニウム含有食品添加物の条項の廃止を、第 36 回総会に通達することで合意した。さらに部会は、加工果実・野菜部会（CCPFV）、魚類・水産製品部会（CCFFP）及び糖類部会（CCS）に以下の項目について検討することを勧告した。

○CCPFV

- ・「クリの缶詰及びクリピューレの缶詰の規格」（CODEX STAN 145-1985）における硫酸アルミニウムカリウム（INS 522）の添加物条項を廃止すること

○CCFFP

- ・「急速冷凍フィッシュスティック（フィッシュフィンガー）、魚の切り身（パン粉又は衣付き）の規格」（CODEX STAN 166-1989）におけるリン酸アルミニウムナトリウム（INS 541）の添加物条項について、最大使用量をアルミニウムベースに改訂すること（現在は、パン粉及び衣付きの製品に対して五酸化二リンとして 1g/kg となっている）

○CCS

- ・糖類の規格（CODEX STAN 212-1999）におけるアルミノケイ酸ナトリウム（INS 554）及びケイ酸アルミニウムカルシウム（INS 556）の添加物条項を廃止すること

議題 5(c) アスパルテーム・アセスルファム塩（INS 962）の食品添加物条項の原案（CL 2012/5-FA Part B, point 7 への回答）及び議題 5(g) アセスルファムカリウム（INS 950）の食品添加物条項への注釈 188 の適用及びアスパルテーム（INS 951）の食品添加物条項への注釈 191 の適用の提案
（経緯）

⁷ 市場で売られている広範囲の食品を対象とし、食品添加物や農薬などを実際にどの程度摂取している

JECFA におけるアスパルテーム・アセスルファム塩のリスク評価の結果、アスパルテーム・アセスルファム塩として別に ADI を設定するのではなく、既に設定されているアスパルテーム及びアセスルファムカリウムのそれぞれの ADI が適用されることとなった。アスパルテーム及びアセスルファムカリウムのそれぞれの食品由来の摂取量が ADI を超過しないようにするため、これまでの部会において、アセスルファムカリウムの添加物条項に注釈 188（アセスルファムカリウム単独又はアスパルテーム・アセスルファム塩との組み合わせでの食品中の最大濃度を超えない）を、アスパルテームの添加物条項に注釈 191（アスパルテーム単独又はアスパルテーム・アセスルファム塩との組み合わせでの食品中の最大濃度を超えない）をそれぞれつけることとしていた。第 44 回部会において、アスパルテーム・アセスルファム塩の添加物条項がない食品分類に当該注釈が付けられているなど、注釈の内容やその適用方法に問題があるとの指摘があった。この問題を解決するため、米国が討議文書を準備することとされていた（5g 関係）。

また、第 44 回部会において、アスパルテーム・アセスルファム塩の二つの食品添加物条項の原案（食品分類 14.1.3.1 果物ネクター、食品分類 14.1.3.3 果物ネクターの濃縮物）について各国のコメントを求めることとされていた（5c 関係）。

（結果）

本議題の前に議題 9bGSFA の注釈 161⁸ の勧告に関する討議文書の議論がなされた。この際、甘味料の添加物条項で注釈 161 が付けられたそれぞれの食品分類ごとに、GSFA の前文第 3.2 項の原則に沿って懸念の理由を特定し、代わりになる注釈を検討することとなった。注釈 161 の問題を解決する前に甘味料の一種であるアスパルテーム・アセスルファム塩の規格の策定作業を行うと、作業の障害になる可能性があることを確認した。このため、これらの案件についての検討を延期することとされた。

なお、日本からは、注釈を利用者にとってよりわかりやすくするという観点で注釈 188、191 に加え、注釈 113、119（アスパルテーム・アセスルファム塩の使用者に対し、アスパルテーム又はアセスルファムカリウムそれぞれの規格を守らなければならないことを知らせるための注釈）の修正案を提出し、今後注釈 188、191 の改訂の議論をする際に、注釈 113 及び注釈 119 の改訂についても検討するよう提案した。

議題 5(d) 食品分類 08.0 “家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉及び食肉製品” におけるナイシン（INS 234）の使用に関する新規提案（CL 2012/5-FA Part B, point 8 への回答）

（経緯）

第 44 回部会において、食品分類 08.0 「家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉、及び猟鳥獣肉」のナイシンの添加物条項の作業を中止し、食品分類 08.0 の下位分類に対する添加物条項の提案を各国から受け付けることとされていた。

かを把握するために行う摂取量の調査。

⁸ 食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用されるという注釈

(結果)

部会は、2013年6月に行われる第77回JECFA会議において、ナイシンが再評価される予定であることを確認し、JECFAの報告書を考慮するために本添加物条項の検討を次回の部会に延期することとした。

議題5(e) 食品分類16.0 “調理済み食品” における食品添加物条項の新規提案 (CL 2012/5-FA Part B, point 9への回答)

(経緯)

これまで、食品分類16.0の範囲が不明確であることから、食品分類16.0の必要性やその詳細な解説の記述について議論を続けてきた。第44会部会において、食品分類16.0の表題及び解説文が合意され、既に食品分類16.0として規格が策定されていた食品添加物条項の廃止、規格策定段階にある食品添加物条項の作業の中止が合意された。食品分類16.0の定義が新しくなったことを受けて、各国から食品分類16.0への食品添加物条項の新規提案を受け付けることとされていた。

(結果)

時間の制約から、今回の部会では議論できなかった。電子作業部会（議長国：米国）を設置し、次回の部会で検討するための案を作成することとなった。

議題 5(f) GSFA の食品添加物条項の新規／改訂の提案 (CL 2012/5-FA Part B, point 10への回答)

(経緯)

第44回部会において、GSFAの添加物条項の新規提案や改訂の提案を各国から受け付けることとされていた。

(結果)

時間の制約から、今回の部会では議論できなかった。このため、電子作業部会（議長国：米国）を設置し、次回の部会で検討するための案を作成することとなった。

議題 8(b) JECFA による着色料の再評価のための優先リストの提案

(経緯)

1956年以降にJECFAによって評価された107の着色料を再評価するために、優先リストの作成を進めている。第44回部会においては、着色料の再評価の優先順位を付けるための当面の様式（JECFAの評価の時期、新たな毒性試験の結果の有無、摂取量の増加等の項目ごとに評価し、その集計結果により10段階に分類するというもの。以下「優先順位決定様式」という。）が一旦合意された。また、電子作業部会（議長国：カナダ）を設置し、メンバー国及び業界団体から当該着色料に関する情報を収集し、当該規準に基づき優先リストを作成することとされていた。

(結果)

電子作業部会の議長国（カナダ）から、優先順位決定様式により、38の着色料が事前選別（GSFA、コーデックス食品規格又はコーデックスステッププロセスに添加物条項がないものを排除するステップ）を通過したこと、これらの優先順位の結果の報告があった。また、優先順位決定手順の効率向上のため、事前選別の項目に JECFA による見直しが進行中又は JECFA が情報提供を要請している添加物を除外するための質問を追加すること等の提案があった。さらに、電子作業部会は、食品添加物の再評価のための優先順位リストを作成するにあたり、改訂版優先順位決定様式を考慮すること、キノリンイエロー（INS 104）は JECFA による再評価中のため、優先順位決定リストより削除すべきこと等の勧告を行った。

本報告を受け、部会は、優先順位決定作業の効率向上に向けた勧告事項及び優先順位リストを作成した電子作業部会の功績を認めた。その上で、いくつかの国等から以下の意見等があった。

- ・ 特定の物質について、深刻な健康上の懸念を示唆する試験がある場合、当該物質を今回の優先順位リストより削除し、JECFA による評価の優先順位リストに記載すべき
- ・ 現在使用されていない食品添加物を除外するため、事前選別の項目に質問を提案すべき

部会は、優先順位リストをどのように使用するのか、JECFA が着色料の再評価を実施するためにどのようなステップを経るべきかを討議したが、今回の作業は JECFA の前回評価以降に入手可能となった新たな試験の情報の特定にとどまるため、これらの情報が JECFA が再評価を行う根拠となるかどうかについては結論に至らなかった。したがって、再評価の要否、及び JECFA による再評価にどのような追加情報が必要かを判断するには、さらなる措置が必要との結論に至った。

このため、電子作業部会（議長国：カナダ）を設置し、①優先順位決定作業の結果を使用する際の選択肢、②JECFA で再評価すべき物質を特定するための実現可能な手順を検討することとされた。

食品添加物部会 (CCFA) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	8, 5/8	第 36 回総会
食品添加物の国際番号システム (INS) の修正原案	5/8	第 36 回総会
第 76 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	5/8	第 36 回総会
食品添加物の摂取量の評価のためのガイドライン (CAC/GL 03-1989) の改訂	1, 2, 3	第 36 回総会 電子作業部会 (議長国: ブラジル)
食品添加物の国際番号システム (INS) の修正	1, 2, 3	電子作業部会 (議長国: イラン)
食品添加物の同一性及び純度に関する規格	1, 2, 3	第 46 回食品添加物部会
GSFA 表 3 に規定されている食品添加物の添加物条項の提案: (i) 「pH 調整剤」以外の用途がある「pH 調整剤」、(ii) 「乳化剤、安定剤、増粘剤」、「着色料」、「甘味料」用途以外の表 3 に規定される食品添加物	種々のステップ	電子作業部会 (議長国: 米国)
個別食品規格における添加物条項	廃止	第 36 回総会
食品添加物の同一性及び純度に関する規格	廃止	第 36 回総会
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	中止	—
食品分類 14. 2. 3 「ブドウ酒」及びそのサブカテゴリーの食品添加物条項	—	電子作業部会 (議長国: フランス)
食品分類 01. 1. 1 「乳及びバターミルク (プレーン)」、01. 1. 1. 1 「乳 (プレーン)」及び 01. 1. 1. 2 「バターミルク (プレーン)」 01. 1. 2 「着香及び/又は発酵乳飲料 (チョコレートミルク、ココア、エッグノッグ、ヨーグルト飲料、ホエイ飲料など) の解説文及び食品添加物条項	—	電子作業部会 (議長国: ニュージーランド)
個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合	—	電子作業部会 (議長国: オーストラリア)
GSFA の食品添加物条項の新規提案 (新規及び改定条項並びに食品分	—	電子作業部会 (議長国: 米国)

類16.0「調理済み食品」の添加物条項)		
食品添加物中の添加物の使用に関する討議文書	—	EU
特定の甘味料の添加物条項における注釈 161 の使用に関する討議文書	—	電子作業部会 (議長国: 英国)
表 3 に規定されている乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び表 2 における食品添加物条項及び特定の水平アプローチ (食品分類 06.2~14.1.5、04.1.1.2 及び 04.2.1.2)	—	GSFA に関する物理的作業部会 (議長国: 米国)
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	—	FAO 及び WHO
特定の食品添加物の商業使用に関する提出データのとりまとめ	—	コーデックス事務局
JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更の提案	—	第 46 回食品添加物部会
JECFA の再評価のための優先順位付け作業の使用の選択肢に関する討議文書	—	電子作業部会 (議長国: カナダ)
食品分類 08.0 “家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉及び食肉製品”におけるナイシン (INS 234) の使用に関する新規提案	延期	—
(i) アスパルテーム・アセスルファム塩 (INS 962) の添加物条項の提案、(ii) アセスルファムカリウム (INS 950)、アスパルテーム (INS 951) 及びアスパルテーム・アセスルファム塩 (INS 962) の添加物条項の新規/又は改定の提案	延期	—
GSFA に関する情報	—	・コーデックス事務局
個別食品規格の食品添加物条項に関する情報	—	・コーデックス事務局

(参考: GSFA表1)

食品添加物部会におけるGSFA添加物条項の検討例

SORBATES

INS 200	Sorbic acid	Functional Class: <u>Preservative</u>
INS 201	Sodium sorbate	Functional Class: Preservative
INS 202	Potassium sorbate	Functional Class: Preservative
INS 203	Calcium sorbate	Functional Class: Preservative

機能クラス

FoodCatNo	FoodCategory	MaxLevel	Notes	Step	Year
01.1.2	<u>Dairy-based drinks, flavoured and/or fermented (e.g., chocolate milk, cocoa, eggnog, drinking yoghurt, whey-based drinks</u>	300 mg/kg	42	6	
01.2.2	Renneted milk (plain)	1000 mg/kg	42	6	
03.0	Edible Ices, including sherbet and sorbet	<u>1000 mg/kg</u>	42	6	

食品分類名

食品分類
番号

食品中の
最大濃度

(注1) Note 42: As sorbic acid

(注2) 本表は、第44回CCFAの作業文書(FA/44 INF/01)から「SORBATES」部分を一部抜粋

**FAO / WHO 合同食品規格計画
第 7 回汚染物質部会 (CCCF)**

日時 : 2013 年 4 月 8 日 (月) ~ 4 月 12 日 (金)
場所 : モスクワ (ロシア)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会/タスクフォースからの付託事項
3.	FAO 及び WHO (JECFA を含む) からの関心事項
4.	その他国際機関からの関心事項
5.	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案: 果実飲料、乳及び乳製品、乳児用調製乳、果実缶詰及び野菜缶詰、果実、並びに穀類 (ソバ、ココア及びキノアを除く) (ステップ 4)
6.	食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案 (ステップ 4)
7.	穀類及びその加工品中のデオキシニバレノール (DON) に関する最大基準値原案及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4) (穀類中のかび毒低減のための実施規範の見直しを含む)
8.	穀類中のかび毒防止及び低減のための実施規範に追加するソルガム中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A 汚染防止及び低減に関する付属書原案 (ステップ 4)
9.	ココア中のオクラトキシン A 汚染防止及び低減のための実施規範原案 (ステップ 4)
10.	キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案 (ステップ 4)
11.	キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案 (ステップ 4)
12.	食品及び飼料中のピロリジジンアルカロイド汚染防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範原案 (ステップ 4)

13.	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正
14.	コメ中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範策定に関する討議文書
15.	食料生産動物（家畜及び蜜蜂）のピロリジジナルカロイド (PA) 含有植物暴露の低減、及び食品（未加工及び加工品）中の PA 含量低減のための管理措置に関する討議文書
16.	魚類及び捕食性魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討に関する討議文書
17.	トウモロコシ及びトウモロコシ加工品中のフモニシンの管理措置に関する討議文書
18.	穀類中の総アフラトキシンに関する討議文書
19.	JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
20.	その他の事項及び今後の作業
21.	次回会合の開催日程及び開催地
22.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第7回食品汚染物質部会（CCCCF）結果概要報告

1. 日時及び開催場所

日時：2013年4月8日（月）～4月12日（金）
場所：モスクワ（ロシア）

2. 参加国及び国際機関

63 加盟国、1 加盟機関、11 国際機関 合計 213 人

3. 我が国からの出席者

農林水産省顧問	山田 友紀子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室室長	鷺見 学
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	鈴木 貴士
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	漆山 哲生
農林水産省消費・安全局農産安全管理課長	朝倉 健司
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	浜谷 直史
農林水産省水産庁加工流通課課長補佐	富永 温夫
食品安全委員会事務局評価課器具・容器包装係長	栗原 秀夫
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官	登田 美桜

4. 概要

**議題 5. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）
中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実飲料、乳及び乳製品、乳児用調製乳、
果実缶詰及び野菜缶詰、果実、並びに穀類（ソバ、コキア及びキノアを除く）**

【背景】

新たな疫学データが得られたためCCCCFの要請を受けて行われた2010年の第73回JECFAにおいて、従来設定されていたPTWIの水準では乳幼児では知能低下、成人では心疾患への重大な懸念があるため、現状の平均的な食品からの摂取レベルでも、場合によっては上記の健康影響の懸念があるとしてPTWIを取り下げるという厳しい評価結果が勧告された。

この評価を受けて、CCCCFでは2011年の第6回会合において、特に乳幼児、子供の鉛暴露を減らす必要があるとして、GSCTFF中のMLを見直すことで合意した。また、鉛はんだの使用を考慮して高い値が設定されていた缶詰食品のMLも同時に見直すこととされた。なお、食品中の鉛汚染の防止及び低減のための実施規範（CAC/RCP 56-2004）は、新たな情報がないことから改訂は見送られた。

電子作業部会（eWG）（議長国：米国）が、実態調査データから不適切なデータを除外した上で、現行ML及び仮定MLを満たすデータの割合を算出し、国際貿易に及ぼす影響や実

行可能性をも考慮し、原案を作成。

【結果】

ML 原案の基礎となる実態調査データに地域的な偏りがあること、想定される違反率に一貫性がないこと、どの食品の寄与が高いのか暴露評価が必要であることなどの意見が複数の国から出されたが、各食品については次のような合意に至った。

- ・「果実飲料」については、従前通りネクターを含むとした上で、現行 0.05 mg/kg から 0.03 mg/kg に引き下げ、新たに、“ready-to-drink”の説明書きを付加。また、ベリー類及び小型果実類の果実飲料については、原料果実が他の果実よりも鉛濃度が高い傾向にあり、GSCTFF でも高い ML が適用されているため、現行の 0.05 mg/kg を維持。
- ・「乳」については、現行の 0.02 mg/kg を維持。ただし、乳製品の見直しを踏まえ再検討。
- ・「乳児用調製乳」については、現行 0.02 mg/kg から 0.01 mg/kg に引き下げが提案されたが、主原材料である乳については現行 ML が維持されること、低い ML の適合性を判断する分析法の実行が難しいこと、実態調査データ数が少ないことなどから、関心国(日本を含む)がさらなるデータを GEMS/Food に提出し、フォローアップミルクを含めて次回会合で議論。追加データが得られなかった場合には、乳幼児の健康保護の観点から、今回の ML 原案の採択を検討。粉乳には希釈係数を考慮し適用することについては概ね合意。
- ・「果実缶詰」、「野菜缶詰」については、個別の缶詰食品ごとの ML を統合した上で、現行の 1 mg/kg から 0.1 mg/kg に引き下げ。なお、ML の適用部位は、「消費形態による(as consumed)」として、(例えば、果実缶詰やカットトマト缶詰などについては)内容物及び充填液の両方が対象となり得ることが合意。また、生鮮の野菜、果実において他より高い ML が適用されているベリー類、小型果実類、アブラナ科野菜、葉菜、マメ科野菜については、当該 ML の適用範囲から除外。
- ・「穀類」については、現行 0.2 mg/kg を維持。ただし、将来的に穀類の種類毎の ML を検討する場合には、実態データに基づいてより厳しい ML を適用。

これらの ML のうち見直しが行われたものはステップ 5/8 での採択、缶詰食品の個別規格に残っている鉛の ML の廃止、をそれぞれ総会に諮ることで合意した。

なお、果実、野菜、乳製品、乳幼児用調製乳及び医療用特殊調製乳の鉛の ML 見直しのために、米国を議長とする eWG を再度設置し、原案を作成することとなった。

議題 6. 食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案

【背景】

日本の原子力発電事故を受け、2011 年 5 月にジュネーブで開催された第 16 回放射線防護に関する国際機関間会合 (IACRS) において、Codex のガイドライン値が取り上げられ、この改訂の可能性について議論があった。

これを受けて前回部会においてガイドライン値のレビューとガイダンス作成を検討する

新規作業を開始することが合意されたもの。

【結果】

eWG（議長国：オランダ、共同議長国：日本）の結論は、ガイドライン値の見直し作業は中断すべきこと、ガイダンスについては、ファクトシートを改訂する形で作業を継続すべきことなどであった。

ロシアは、現行のガイドライン値では、年間実効線量が 1mSv を超える可能性があること、原子力事故によって多数の核種が放出されることから、ガイドライン値が設定されている核種以外にも基準値を設定すべきと主張した。これに対し、IAEA は、すべての食品が汚染されていると仮定すれば年間実効線量が 10mSv になるが、汚染割合 10% の場合は年間 1mSv となると説明した。また、JECFA 事務局も、ロシアが指摘した懸念については、事務局が作成したファクトシートで既に解説されている事項であり、eWG の結論の通り、ファクトシートを更に更新することが有益であるとの認識を示した。

日本からは、事故の直後に、緊急時の値として年間線量 5mSv に基づく規制値を設定し、その後、事故から 1 年が経過した時点で、コーデックスの介入免除レベルと同じ年間の線量上限 1mSv に基づく現行基準値を施行したことを説明した。ロシアの懸念に対しては、日本では事故直後から現在まで膨大な汚染実態データを蓄積しており、このデータによれば汚染レベルは確実に減少しており、実際の被ばく線量としては年間 1mSv を遥かに下回る水準となることを紹介するとともに、現在除染が進められていることから、今後さらに汚染レベルが低下することが予測されると説明した。さらに、放射性セシウム以外の基準値がないことについては、ガンマ線をほとんど放出しないストロンチウムなどは、分析に一ヶ月もの時間を要することからガイドライン値の設定は不適切であることを指摘するとともに、放射性セシウムの基準値の設定に際して、放射性ストロンチウム等についても、線量を考慮していることを説明した。

IAEA から、FAO や WHO を含む国際機関間で食品及び飲料水中の放射性物質にかかる作業部会を設置し、各国の規制や国際基準について、その根拠や適用される状況等を整理した文書を作成する予定であることが説明された。文書は、IAEA の放射線安全基準委員会 (RASSC) や、次回 CCCF にも情報提供した上で、2014 年中頃に確定される。日本からは、当該作業は、食品安全の問題であり、食品安全の専門家を含めることが必要であることを指摘し、IAEA より、代表部（日本、ロシア、ウクライナ）を通じて専門家の派遣を依頼したところであるとの説明を引き出した。

上記の議論の末、最終的には、eWG の結論の通り、ガイドライン値の方がより柔軟であること等からガイドライン値から ML への改訂はしないこと、現行の計算のアプローチは妥当であることから、ガイドライン値そのものについても変更しないことが合意された。今後、ガイドライン値の改訂作業が必要かについては、IAEA が説明した国際機関間作業部会での検討結果を受けて、適宜改めて CCCF で決定することとされた。

また、適用や解釈に関するガイダンス作成についても、飲料水の扱いを含めて、IAEA の国際機関間の作業結果を見て、改めて作業を開始するかを検討することとされた。これらにより、放射性物質に関する作業は一旦すべて中断することが合意された。

議題 7. 穀類及びその加工品中のデオキシニバレノール (DON) に関する最大基準値原案並びに関連するサンプリングプラン

【背景】

本部会では過去にも基準値の検討が行われ、2004年にDONの含有実態に関するデータが不足しているとして、基準値の検討作業をいったん中断。その後、開始された討議文書の作成についてもJECFAの評価を優先するため2007年に中断していたが、第72回JECFAで評価において多くのデータが収集されたことから、これをベースとして、今年の第5回会合から作業を再開することとなったもの。

【結果】

- 穀類（小麦、大麦、とうもろこし）並びに小麦、大麦又はトウモロコシを原料とするフラワー、セモリナ、ミール及びフレーク

複数の国が穀類及びその加工品に対する原案支持を表明。複数の国が、Codex規格の目的やルールに照らして、国際的に貿易される形態である穀類に対してのみMLを適用すべきとの意見を支持。一部の国やオブザーバーからは、製粉加工によりDON濃度が大きく引き下げられることや貿易への影響を理由として、穀類に対するMLの設定に反対意見やデンプン原料用を除くべきとの意見が述べられた。また、ロシアからは、大麦やとうもろこしを含む他の穀類と同様に小麦の消費量が多いことから、小麦及びその加工品に対して0.7 mg/kgというML案が提案された。議論の結果、下案のとおり合意したが、米国及びロシアは留保を表明した。なお、ブラン（ふすま）及びブラン製品のMLについては、将来の検討に向けて、加盟国に対して含有実態データの収集を促すことで合意した。
- 小麦を主原料とする乳児用食品

業界団体（ICGMA）は、ML原案（0.5 mg/kg）は健康保護に十分かつ達成可能な水準であると主張したものの、参加国からはML原案よりも低いレベル（0.1 mg/kg、0.2 mg/kg又は0.3 mg/kg）で設定すべきという意見について基本的な合意が得られた結果、より多くの支持を集めた0.2 mg/kgでステップを進めることで合意した。（ノルウェーは留保）
- サンプリングプラン

ロット規模が50トンを超える小麦、大麦、とうもろこしに対して、全て5 kgというサンプルサイズを適用する案とするか、小麦及び大麦に対しては1 kgを適用し、粒径が異なるとうもろこしのみ5 kgとする案とするかについて議論。複数の国がすべて5 kgというサンプルサイズを支持したものの、その他多くの国はとうもろこしのみ5 kgとし、小麦、大麦は1 kgとすることを支持した。EUは、小麦及び大麦については、とうもろこしとの粒重の違いを考慮し、また、OC曲線からもサンプルサイズを0.5 kgより大きくするメリットがないことから、サンプルサイズを0.5 kgとすることを主張したが、最終的にはコーデックスの「妥協の精神」に則り、最終的には留保は表明したものの、小麦及び大麦に対して1 kg、とうもろこしについては5 kgとしステップを進めることに反対

しないとの立場をとった。

加えて、分析方法の性能規準を含めること、コーデックスにおけるクライテリアアプローチの実施に関する Working Instruction との一貫性を確保するため、その妥当性について CCMAS に助言を仰ぐことで合意した。

品目	説明	ML 原案	ステップ
穀類を主原料とする乳幼児用食品 (生後 12 ヶ月の乳児、12～36 ヶ月の幼児向けの穀類を原料とする全ての食品)	消費される形態のものに適用	0.2 mg/kg	5/8
穀類 (小麦、大麦、とうもろこし)	被害粒の選別・除去前のものに適用	2 mg/kg	5
小麦、大麦及びとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミール、フレーク		1 mg/kg	5

● DON アセチル化体の ML

第 5 回部会の合意に基づき、eWG を設置し (議長国：カナダ、日本)、次回会合に向けて討議文書及びアセチル体へ適用拡大した ML 原案を用意することで合意した。

議題 8. 穀類中のかび毒防止及び低減のための実施規範に追加するソルガム中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A 汚染防止及び低減に関する付属書原案

eWG (議長国：ナイジェリア、共同議長国：スーダン) が作成した付属文書原案は概ね支持されたものの、嫌気性の空気条件を維持することや装置の洗浄など一部実行性に乏しい内容や実施規範にふさわしくない対策が含まれていることが指摘された。

部会は、ステップ 2/3 に戻し、再度、eWG を設置 (議長国：ナイジェリア、共同議長国：スーダン) し、次回部会での合意に向けて、今次会合で指摘された内容を踏まえて付属文書案を修正することで合意した。

議題 9. ココア中のオクラトキシン A 汚染防止及び低減のための実施規範原案

eWG (議長国：ガーナ) が作成した実施規範原案をステップ 5/8 に進めることが基本的に支持された。ただし、用語の正確さを確保する必要性等が指摘されたことから、ガーナを議長とする会期中作業部会が設置され、貯蔵及び輸送に用いる袋の要求事項の追加等を含む修正原案が作成された。

部会は、修正原案に文言の修正を加えた上で、総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ることと合意した。

議題 10. キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案

キャッサバ及びその加工品への新たな基準値の設定は、汚染実態や加工による低減、摂食パターン等のデータを収集してから検討すべきであるとされ、本作業を中止することが

合意。

また、個別規格に含まれているキャッサバ粉及びガリの青酸の ML については、数値を変更せずに GSCTFF に新たに規定することが決定。

議題 11. キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案

様々なキャッサバ製品に適用できるよう規範の各条項はできるだけ一般化した記述とすることを確認した上で、原案について若干の文言の修正、追加を行い、ステップ 5/8 で総会に最終採択を諮ることで合意。

議題 12. 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範原案

我が国からは、原案のとおり土地利用の類型別構造を支持しつつ、管理事項に関する記述の重複を避けるために類型別に別々の付属書とすることを提案。部会では、概ね土地利用の類型別構造とすることが合意されたが、規範をより幅広く適用するため地域の実情に併せた実施事項や関連情報も含めることや、除草剤の使用を規定することの必要性や適切性についても指摘があった。

ステップ 2/3 に差し戻し、eWG で再度原案を作成し、次回議論することで合意。

議題 13 : 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正

【背景】

第 3 回会合において、①残留農薬部会 (CCPR) が作成した Codex 食品分類システムで用いられている分類コードを削除し、代わりに Schedule I を点検し、最大基準値を適用する食品/飼料の明確な記述を加えること、②現行の最大基準値を検索し、必要に応じて最大基準値を適用する部位をより明確化することについてそれぞれ合意。

これを受けて、電子作業部会 (議長国 : EU) において検討を進めてきたところ。

【結果】

部会の開催中に行われた作業部会において、日本政府団長から、GSCTFF に基づき ML の対象となる食品及び部位は明確に定義されるべきであり、現状では、それが欠落していることに起因して Codex 規格の適用に混乱を来していることから、Codex 規格が採択された食品の定義と齟齬がないよう、原則 Codex の食品分類や品目規格の定義を引用することを基本としつつ、必要な場合において、例えば加工食品などは食品添加物部会で用いている定義を準用するなど追加的な記述を加えるべきとの指摘を行った結果、この方針に沿って部会に勧告を行うこととなった。

部会もこの方針を支持し、食品規格を参照している場合には、当該規格の定義及び ML 及び GL の適用範囲について食品規格を適用すること、Codex 食品分類システムで定義されている一次農産物については、特に定めがある場合を除いて、当該定義及び ML 及び GL の適用部位について同システムを参照すること、その他の製品/品目については、必要に応

じて、Schedule I に対して明確な記述を加えることで合意した。

また、このような視点で回付された文書を検討するには時間が必要であることから、次回部会において本作業を完了させるべく、再度 eWG（議長国：EU、共同議長国：オランダ）を設置し、部会の決定に基づき早急に原案に修正を加えてメンバーに意見を求めるとともに、さらに修正を加えた案を 9 月末までには全ての加盟国に回付することで合意した。

議題14：コメ中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範策定に関する討議文書

【背景】

食品に含まれるヒ素については、食品中のヒ素の化学種やその毒性が明らかにされるとともに化学種ごとの分析法が開発されるまでは、どの化学種に最大基準値を適用すべきか議論できない等の理由から、1999年に基準値の検討を中断。

第72回JECFAは、ヒ素の化学種のうち最も毒性が強い無機態の主要な摂取源は飲料水であると評価。飲料水はCCCFの検討対象外であるが、同評価において、食品についてもアジア等の地域では、コメも主要な無機ヒ素の摂取源となる傾向があるとされた。

この評価を踏まえて、第6回部会はコメ中のヒ素のMLに関して議論したが、コメの主要な生産国における含有実態データが不足していることから、加盟国がさらに含有実態データの収集を行い、この結果に基づき第8回部会においてMLに関する議論を再開することで合意。またこれに先立ち、コメ中のヒ素低減のための実施規範の作成の可能性に関する討議文書を作成し、第7回部会で議論することとなったもの。

【結果】

日本が、eWG（議長国：中国、共同議長国：日本）の勧告について紹介しつつ、コメ中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範を作成するか否か、作成する場合には適用範囲の明確化、作成しない場合には「化学物質の排出源対策に係る規範」について、ヒ素に特化した対策を補完すべき等の論点を提示した。

部会では、管理措置、地質気象条件、食生活様式などの農業や加工における地域間の相違を考慮しつつ、特に圃場試験で得られた科学的データに基づき、コメ中の無機ヒ素の低減に関する実施規範を検討することについては概ね支持が得られたものの、その際、①低減対策を検討する際に、自然界に存在する他の元素や資材が、土壌から作物体へのヒ素の移行に対して与える影響、②コメを介してヒ素を摂取するリスクとコメを食べる便益のバランスについて、それぞれ考慮すべきとされた。しかしながら、実施規範の作成に進む前段に、地域を越えて容易に適用可能な管理措置に関する情報がさらに必要であるとして、現段階では実施規範の作成に対して十分な合意が得られなかった。部会はまた、討議文書をより充実させるために、加盟国に対して含有実態調査や農業対策に係る現地試験結果等の情報を提供するよう促した。

以上の議論を受けて、再度eWGを設定し（議長国：中国、共同議長国：日本）、討議文書に列記された管理措置が、暫定的な実施規範の作成に資するような容易に適用可能な措置となり得るかについて検討することとなった。また、可能ならば、実施規範原案を次回部

会の検討に向けて討議文書に添付することで合意した。

● コメ中のヒ素に関するML

日本から、コメ中の無機ヒ素分析法に関する国際的な妥当性確認試験の結果を会場内で文書配布し、口頭でも情報提供を行った。

部会は、コメ中の無機ヒ素及び総ヒ素のML原案が、次回会合で中国が前回会合で用意した原案を基に、GEMS/Foodに提出された追加のデータを考慮して、検討を再開するまでステップ4に留め置かれていることを確認した。eWG（議長国：中国、共同議長国：日本）が、次回部会に向けてコメ又はコメ加工品中の無機ヒ素のML原案に関する討議文書を用意することで合意した。また、部会は、加盟国、特にコメ生産国に対して、インディカ種を含むコメ中の無機ヒ素関連データをeWGに提出するよう促した。

議題 15. 食料生産動物（家畜及び蜜蜂）のピロリジジンアルカロイド（PA）含有植物暴露の低減、及び食品（未加工及び加工品）中の PA 含量低減のための管理措置に関する討議文書

eWG から本件に関して現時点で入手可能な情報は、実施規範の作成には十分ではないことが勧告され、部会として、より多くの情報が入手可能となるであろう 2 年又は 3 年後に、作業を再開することで合意。

議題 16. 魚類及び捕食性魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討に関する討議文書

【背景】

第 38 回 CCFAC（2006 年）において、魚食のリスクと便益に関する FAO/WHO 専門家会合の結果が得られるまで、既存の魚類及び捕食魚類中のメチル水銀のガイドライン値の見直しは延期し、ガイドライン値を維持することが合意されており、第 1 回 CCCF（2007 年）において第 67 回 JECFA の評価結果を受けてガイドライン値に関して検討した際にも、先の合意事項が確認された。2010 年に専門家会合が終了し、報告書が公表されたことから、前回の第 6 回 CCCF において、ガイドライン値の再検討に関する討議文書を作成するための電子作業部会（議長：ノルウェー。共同議長：日本）を立ち上げることとなった。

【結果】

eWG の議長を務めたノルウェーより、時間的制約からガイドライン値（GL）については十分な検討が行われなかったことが報告された。共同議長を務めた我が国からは、eWG においては、摂食指導が魚食のベネフィットを最大化し、メチル水銀によるリスクを最小化するための有効な方法であることが確認されたことを報告し、汚染物質部会では、リスク管理措置としての摂食指導も議論すべきとした。摂食指導については、その有効性に対して反対意見はなかったが、国際的な管理措置として定めるよりも、魚の消費形態や消費される魚種等の地域特性を考慮したうえで国内措置として定めることが適当であるとされた。

現在の GL については、魚食が健康に与えるベネフィットを考慮せずに定められた数値

であることから、最新のデータに基づいて、廃止も含めて見直すべきとする意見や、捕食性魚種とその他の魚種で異なる数値としていることの有効性について検討すべきとされた。リスク管理措置として適当な GL について、再検討することが必要とされたことから、eWG を再度設立し（議長：日本、共同議長：ノルウェー）、適当な GL 又は ML について検討するための討議文書を作成することとなった。

議題 17. トウモロコシ及びトウモロコシ加工品中のフモニシンの管理措置に関する討議文書

トウモロコシ中のフモニシンに関して、「穀類中のかび毒汚染防止及び低減のための実施規範(CAC/RCP 51-2003)（以下、本議題では「規範」という。）」とは別の実施規範を作成する必要があるかどうか、その他の管理方法があるかどうかを検討するため、ブラジル及び米国を共同議長国とする eWG で討議文書の作成が行われた。

ブラジルより、規範は一次産物に焦点を当てておりすべてのかび毒を対象としていること、付属書では適正製造規範にも言及しているものの、規範の本文中でも産業レベルでの傷害粒や異物の選別・除去といった内容を含めるのが望ましいこと、フモニシンを含むかび毒の管理に予測モデルが提案されており規範に含めることができること、HACCP が将来的に検討する食品安全上の管理システムとして規範に盛り込まれており、故に FAO/IAEA の HACCP マニュアルの使用を検討すべきであることが紹介された。

部会では、規範が策定されてから 10 年が経過していることから、上記のような新たな情報に基づく規範改訂が提案されたが、これらはフモニシンに限った話ではなく、また、規範本文を改訂すると付属書すべてに影響があることから、HACCP システムの適用拡大も含めて検討すべきことが指摘された。

議論の結果、規範の改訂の新規作業を始めるのは時期尚早であるとして、再度、ブラジルを議長国、米国を共同議長国とする eWG を設置し、今次会合の議論に基づいて討議文書を作成し、可能であれば規範の改訂原案を用意することで合意された。

なお、これらの作業は先延ばしされていたトウモロコシ中のフモニシンの ML 策定の作業には影響を与えないとして、次期会合で ML の議論を行うことが確認された。トウモロコシ中の ML 原案及びサンプリングプランは、ブラジルによって用意され、ステップ 3 でコメントを求めた上で、次期会合で検討することで合意した。

議題 18. 穀類中の総アフラトキシンに関する討議文書

eWG の議長国であるブラジルが討議文書の概要を紹介するとともに、穀類中のアフラトキシン含有実態、暴露量、人の健康への悪影響についてより適切に評価するために、様々な地域から得られた、コメ、とうもろこし、ソルガム、小麦、ライ麦、オート麦、大麦及びこれら加工品中のアフラトキシン濃度に関する原データが必要であることを指摘した。

部会は、穀類中のアフラトキシンに関してさらなる作業を継続することを支持し、穀類中のアフラトキシンに関してより適切な評価が行えるよう、さらなるデータが提出されるべきであることを検討した。その際、穀類中のアフラトキシンに対してどのように対処するのか、また、JECFA のさらなる助言が必要かどうかを、より多くの情報に基づいて

決定するため、貿易される形態での穀類、及びその加工品中の総アフラトキシン及びアフラトキシン B1 の濃度データが必要であると提案された。

最終的に、部会は、JECFA 事務局がデータコールを行うこと、これらデータは GEMS/Food に提出されるべきであること、eWG（議長国：ブラジル、共同議長国：米国）を再度設置し、次回の部会での検討に向けて穀類中のアフラトキシンデータの評価及び解析を行い、どのように対処するのか報告及び勧告することについて、それぞれ合意した。

議題 19：JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

会期中作業部会（議長国：米国）が開催され、現在、JECFA の評価優先リストに掲げられている汚染物質（3-MCPD エステル、グリシドールエステル、非ダイオキシン様 PCB）及び自然毒（ピロリジジナルカロイド）について、データの種類や利用可能時期に関して情報の更新が行われ、我が国からも関連情報の提供を行った。

今回、新たにリストに追加された物質はなかった。

部会は、会期中作業部会より提案されたリストを採択し、次回会合においても会期中作業部会を行うこと、次回会合に向けてコメント、情報の募集を行うことに合意。

議題 20. その他の事項及び今後の作業

直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値及びサンプリングプランに関する新規作業提案

多くの代表団から提案への支持及びデータ提出の意向が示されたが、他のいくつかの代表団からは、基本的には ML 設定には反対しないものの、直接消費用落花生を巡る問題点の概要や消費量及び国際取引されている直接消費用落花生のアフラトキシン含有濃度に関する討議文書の作成が新規作業の必要性を検討するために必要との提案がなされた。議論の結果、eWG（議長国：インド）を設置し、直接消費用落花生中のアフラトキシンに係る ML を設定するために適用可能なデータや今後必要となるデータをまとめた討議文書を次回部会に向けて用意することで合意した。

食品汚染物質部会（CCCF）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実飲料（ネクターを含む。）、果実缶詰及び野菜缶詰	5/8	各国政府 第 36 回総会
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実、野菜、乳製品、乳児用調製乳（フォローアップミルク、特殊医療用調製乳を含む。）	2/3	電子作業部会（議長国：米国）
食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案	—	作業中止
穀類を主原料とする乳幼児用食品中の DON の最大基準値原案	5/8	各国政府 第 36 回総会
穀類中の DON の最大基準値原案（サンプリングプランを含む）並びに小麦、大麦及びとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミール及びフレークの最大基準値原案	5	各国政府 第 36 回総会 第 8 回 CCCF
穀類及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）のアセチル化体に関する最大基準値原案	2/3	電子作業部会（議長国：カナダ、日本） 第 8 回 CCCF
穀類中のかび毒防止及び低減のための実施規範に追加するソルガム中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A 汚染防止及び低減に関する付属書原案	2/3	電子作業部会（議長国ナイジェリア、スーダン） 第 8 回 CCCF
ココア中のオクラトキシン A 汚染防止及び低減のための実施規範原案	5/8	各国政府 第 36 回総会
キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案	—	作業中止
食用キャッサバ粉、ガリ及びスイートキャッサバの規格の修正	—	第 36 回総会
キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案	5/8	第 36 回総会
食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範原案	2/3	電子作業部会（議長国：オランダ） 第 8 回 CCCF
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）の修正	—	電子作業部会（議長国：EU、オランダ） 第 8 回 CCCF
コメ中のヒ素汚染防止及び低減のための	—	電子作業部会（議長国：中国、日本）

実施規範策定に関する討議文書		第 8 回 CCCF
コメ中のヒ素の最大基準値原案	4	電子作業部会（議長国：中国、日本） 第 8 回 CCCF
食料生産動物（家畜及び蜜蜂）のピロリジジナルカロイド（PA）含有植物暴露の低減、及び食品（未加工及び加工品）中の PA 含量低減のための管理措置に関する討議文書	—	作業中断（2、3 年後に再開）
魚類中のメチル水銀のガイドライン値の見直しに関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：日本、ノルウェー） 第 8 回 CCCF
穀類中のかび毒汚染防止及び低減のための実施規範の見直しに関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：ブラジル、米国） 第 8 回 CCCF
トウモロコシ及びその加工品中のフモニシンの最大基準値及びサンプリングプラン原案	2/3	ブラジル 第 8 回 CCCF
穀類中のアフラトキシンに関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：ブラジル、米国） 第 8 回 CCCF
直接消費用落花生の総アフラトキシンの最大基準値及びサンプリングプランに関する討議文書	—	電子作業部会（議長国：インド） 第 8 回 CCCF
JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト	—	各国政府 第 8 回 CCCF

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 45 回残留農薬部会

日時：2013 年 5 月 6 日（月）～5 月 11 日（土）

場所：北京（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関（IAEA）からの関心事項
5(a)	2012 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会（CCPR）で挙げられた特定の懸案に対する 2012 年 JMPR の回答
6(a)	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）
6(b)	MRL 推定にあたって比例性（Proportionality）の概念を適用する際の原則及びガイダンスに関する討議文書
6(c)	（果実群の各分類の改訂に伴う）MRL データベースにおけるグループ MRL の見直しに関する討議文書
7(a)	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ 7）：選択された野菜類
7(b)	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）：その他の選択された野菜類

7(c)	Table 2「議題 7(a)及び 7(b)の野菜類の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料）（ステップ 4）
8	Minor Crops 及び Specialty Crops に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
9	残留農薬の分析法の適正評価のためのパフォーマンスクライテリアに関する討議文書
10	コーデックス残留農薬部会が適用するリスクアナリシスの原則の改訂
11	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
12(a)	その他の事項及び今後の作業：グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト
12(b)	その他の事項及び今後の作業：新規農薬のコーデックス MRL を適時に設定するための新たな選択肢の評価
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

第 45 回残留農薬部会 (CCPR) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 5 月 6 日 (月) ～5 月 11 日 (土)
場所：北京市 (中華人民共和国)

2. 参加国及び国際機関

53 加盟国、1 加盟機関 (EU)、11 国際機関 合計 231 人

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長	瀬川 雅裕
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際調整専門官	横田 栄一
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課残留農薬専門官	小川 麻子
国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長	根本 了
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	入江 真理
農林水産省消費・安全局農産安全管理課係長	高岸 克行
内閣府食品安全委員会事務局評価課課長補佐	堀部 敦子
内閣府食品安全委員会事務局評価課係員	大田 啓

4. 概要

(1) コーデックス農薬最大残留基準値 (MRL) 設定にあたっての基本的な原則・ルールに関する議題

議題 10 コーデックス残留農薬部会が適用するリスクアナリシスの原則の改訂

(経緯)

コーデックス MRL を設定する際の基本的な考え方やルールが定められている本原則の改訂については、5 年前の第 40 回部会の合意を受け、

- (1) JMPR により評価される農薬の優先リストの規準を同原則に編入すること
- (2) CCPR において決定されたリスク管理方針を同原則に掲載すること
- (3) 15 年に 1 度行われるコーデックス MRL の定期的な再評価 (以下「再評価」) のルールの見直しを検討すること

等について作業が進められてきた。

本改訂作業の最大の論点は、再評価の際のデータ要求及びコーデックス MRL の維持・廃止のルールの見直しである。

現行の再評価手続きでは、農薬メーカーから必要なデータが提供されないこと等により JMPR による再評価ができない場合には、既存のコーデックス MRL を廃止することが定められている。一方、改訂案においては、このような場合にも一定の要件を満たせばコーデックス MRL を維持することが提案されているが、その際に必要なデータについては、「過去の JMPR の評価に使用されたデータを再利用すればよく、提出が必要なデータを可能な限り軽減すべき」と主張する途上国 (特に中南米やアフリカ諸国) と、「最新の科学的知見に応じたデータ提出が不可欠」と主張する先進国の間で考え方に大きな隔りがある。

このため、前回 (第 44 回) 部会においても結論は得られず、電子作業部会 (議長国：アルゼンチン、共同議長国：コスタリカ) において、JMPR の助言を得つつ、農薬メーカーが自らデータを提出しない場合の評価のデータ要件について検討することとされた。

(結果)

前回部会から継続課題とされた

- 5.2 章 (JMPR により評価される農薬の「優先リスト」の規準)
- 5.3 章 (定期的再評価手続き)
- 7 章 (concern form 及び評価の優先度検討に用いる form の提出手続き)

について、これまで電子作業部会 (議長国：アルゼンチン、共同議長国：コスタリカ) において検討された改訂案をもとに、4 回の会期中作業部会における集中的な議論を経て、本会合で大筋合意された。

来年の第 46 回部会で、今次会合で検討された項目以外も含めて、改訂案全体を最終化すべく、電子作業部会 (議長：コスタリカ、共同議長：チリ) を設置し、今次会合の合意内容に伴い必要となる修正やその他の形式的な修正を行うことが合意された。

(5.2 章)

我が国は、優先リストの Appendix 2b (前回の評価から 15 年経過しており定期的再評価の候補には上がっているが、未だそのスケジュールが決まっていない農薬) に掲載されている農薬について、定期的再評価を行う期限を決めるべきとの意見を提出した。さらに、JMPR の限られたリソースを無駄にしないよう、データ要件が明確な残留分野については、事前にデータインベントリを用いて必要なデータが揃っているかを確認し、揃っている場合のみ再評価を依頼する手続きを導入すべきと提案した。

議論の結果、Appendix 2b に掲載されている農薬のうち 25 年間再評価が実施されていない剤について、Appendix 2a (今後 5 年間の JMPR の評価対象候補となる農薬のリスト) に移動するよう特別な注意を払うこととなった。また、人の健康上の懸念に関する情報や残留分野のデータインベントリ等を元に、Appendix 2a に移動することが合意された。

(5.3 章)

農薬メーカーが自らデータを提出しない場合 (Case B) における JMPR の評価に必要なデータについては、2012 年 JMPR 報告書で示された一般的検討事項の内容と整合性を取った記述を盛り込むこととなった。なお、Case B の場合、オリジナルデータ以外にも、メンバー国政府の評価結果や公表文献も提出できるが、それらを使用できるかどうかはケースバイケースであり、あくまで評価の質を保つことが重要であることが強調された。

(7 章)

我が国及び米国が共同で作成した改訂案を元に議論が進められ、フォームの種類ごとに提出のタイミングや必要な手続きが明確化された。

議題 6 (b) MRL 推定にあたって比例性 (Proportionality) の概念を適用する際の原則及びガイダンスに関する討議文書

(経緯)

MRL は、国が定める農薬使用基準 (GAP) のうち残留が最大となる使用基準 (cGAP) の条件で実施した作物残留データをもとに推定される。ただし、 $\pm 25\%$ の投下量の幅は同じ GAP として扱ってよいとされている。

比例性 (Proportionality) は、このような条件に合致するデータが少ない場合、一定の範囲内の農薬投下量において、cGAP よりも 25% 以上高い又は低い農薬投下量で実施した作物残留データに、cGAP の投下量と当該作物残留試験における投下量の比を乗じて、

cGAP に従った場合の残留データを推定する方法を指す。

前回（第 44 回）部会で、2011 年 JMPR が比例性を適用して推定・勧告した数剤の農薬の MRL 案が議論された。しかし、どのような場合に比例性を適用できるかという規準が明確でないとの意見を受け、これら MRL 案をステップ 5 に留めることとし、電子作業部会（議長国：豪州、共同議長国：ドイツ）を設置して、MRL の推定に際して比例性を適用するための原則及びガイダンスの策定を検討することが合意された。

（結果）

前回部会以降、電子作業部会において、膨大な数の過去の JMPR のデータ並びに新たに産業界及び政府（我が国及び中国）から提出されたデータの解析に基づき、MRL 推定にあたって比例性の概念を適用する際の原則及びガイダンス案が作成された。今次会合では、EU の意見を受けて同案を一部修正した上で合意した。

- ・ 比例性を適用できる農薬は、殺虫剤、殺菌剤、除草剤及び植物成長調整剤とした。収穫後の使用、水耕栽培への使用、作物の枯凋を目的として使用される薬剤は除外した。
- ・ 比例性を適用できる農薬の投下量の範囲は、GAP の最大投下量の 0.3 倍～4 倍とした。
- ・ 比例性を適用できる農薬の使用方法は、投下量のみが GAP の最大投下量の±25%の範囲を超えている場合とし、使用回数や収穫前日数（PHI）など他のパラメータが GAP の±25%を超えている場合には適用しないこととした。
- ・ 比例性を適用できる作物の種類は、メジャー作物及びマイナー作物とした。
- ・ 比例性を適用した作物残留データは、MRL 推定だけでなく暴露評価にも使用できることとした。

「原則及びガイダンス」を、CCPR が適用するリスクアナリシスの原則に編入することが合意されるとともに、FAO 事務局より、将来的に FAO マニュアル¹にも編入することが示唆された。

（2）MRL 設定対象の食品分類の改訂や、マイナー作物への MRL 設定促進に関する議題

議題 7 (a) 食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ 7）：選択された野菜類

(b) 食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ 4）：その他の選択された野菜類

(a)葉菜類、茎葉及び葉柄野菜類、アブラナ科結球類・頭花状野菜類の分類の改訂案（ステップ 7）、(b)根菜及び塊茎状野菜類の分類の改訂原案（ステップ 4）について議論された。

(a)については、新たな作物を追加し、サブグループを設定した上で、野菜群の他の分類の改訂作業の完了を待ため、ステップ 7 に留めることが合意された。葉菜類については、Baby leaves と、Sprouts のサブグループが設定された。

(b)については、いくつかの作物を追加した上でステップ 5 に進めることが合意された。なお、我が国がハーブ類に分類すべきと主張していた Wasabi leaves（ワサビの葉）については葉物野菜として消費実態のある国があることから葉菜類に、Wasabi root（ワサビ）については根菜及び塊茎状野菜類ではなくハーブ類に分類することが合意された。

¹ FAO Manual on the submission and Evaluation of Pesticide Residues Data for the Estimation of Maximum Residue Levels in Food and Feed (second edition, 2009)

また、今後、その他の野菜類の分類の改訂について引き続き議論し、昨年の総会で最終合意された果実群と同様に、すべての分類の改訂案を検討した後、まとめて総会に諮ることが確認された。

議題 7(c) Table 2「議題 7(a)及び 7(b)の野菜類の代表作物の選定例」の原案（食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料）（ステップ 4）

昨年の総会で、グループ MRL²を設定する際に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」及びこれに添付する果実の代表作物の例示を掲載した Table 1 が最終採択された。今次会合では、「原則及びガイダンス」に添付する野菜の代表作物の例示を掲載した Table 2 について議論され、代表作物の例となる作物やその記載方法について、我が国を含む数か国から提出された修正意見や議題 7(a)及び 7(b)の検討結果が反映された。

今後、電子作業部会（議長国：オランダ、共同議長国：米国）において、野菜類の分類の改訂作業と並行して引き続き検討することが合意された。

議題 6(c)（果実群の各分類の改訂に伴う）MRL データベースにおけるグループ MRL の見直しに関する討議文書

（経緯）

昨年の総会で、食品及び動物用飼料のコーデックス分類のうち、果実群の各分類³の改訂案が最終採択された。この改訂により、新たな作物の追加や分類間の作物の移動が生じることに伴い、コーデックス MRL のデータベースにおける既存のグループ MRL の修正が必要かどうかを検討した。

（結果）

昨年最終採択された果実群の分類の改訂に基づいてコーデックス MRL のデータベースが以下の通り修正されることが合意された。

- ・ 作物のコード番号に係る形式的な修正を行うこと
- ・ 新たに追加された作物又は分類が変更された作物（きんかんを除く）は、当該作物が属する分類の MRL が適用されること

（きんかんに関する議論）

電子作業部会から提案された案は、かんきつ類に含まれる他の果実と異なり、きんかんは主に皮ごと食することから、かんきつ類のグループ MRL を適用しないというものであった。これに対して我が国は、きんかんの消費量は非常に小さく他の果実による暴露評価により十分にカバーされると考えられるためかんきつ類のグループ MRL から除外する必要はない旨を主張した。豪州は、急性暴露評価が不要な農薬についてはきんかんを含めても健康影響の懸念は生じないことを指摘するとともに、これまでのかんきつ類のグループ MRL を設定する際に、果肉の残留データ、全果実（果肉及び果皮）の残留データのどちらを用いて暴露評価を行ったのかを確認したかどうか質問したが、明確な回答は得られなかった。

そこで我が国は、1997 年以降に JMPR で評価されたかんきつ類のコーデックス MRL の設定根拠を解析し、翌日の本会合で提示した。その解析結果に基づき、

² 定められた食品群全体を対象とした基準値

³ かんきつ類、仁果類、核果類、ベリー類、熱帯性果実類及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食さないもの）

- ① JMPR が全果実（果肉及び果皮）の残留データを用いて暴露評価を実施した農薬
 ② JMPR が ARfD を設定不要と判断した農薬
 の計 30 剤については、かんきつ類のグループ MRL をきんかんに適用すること、
 ③ JMPR が果肉の残留データを用いて暴露評価を実施した農薬の計 19 剤については、
 当面データベース上に、きんかんに対してかんきつ類のグループ MRL を適用しない
 旨の脚注を記載すること
 が合意された。

また、この 19 剤については、今後、日本が各国にきんかんの摂取量データ（特に多食者の摂取量）を求め、かんきつ類に対するグループ MRL のきんかんへの適用可能性をさらに分析し、来年の部会で討議文書を提出することが合意された。

議題 8 Minor Crops 及び Specialty Crops に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書

マイナー作物への MRL 設定については、売上高に寄与しないとの理由でメーカーのデータ作成の動機づけが十分働かないため、必要な科学的データを得ることが困難となっている。本議題では、こうした状況での MRL 設定の促進方法が討議されている。

前回（第 44 回）部会で、マイナー作物について、少ない作物残留データの例数で MRL を設定することを狙いとして、消費量データをもとに、JMPR の評価に必要な作物残留データの最小例数を定めるためのクライテリアが合意された。

今次会合では、上記のクライテリアの改善点や、課題について検討された。

現行のクライテリアを適用できない食品については、加工されて消費されるか否か（例：油料作物）、特定の季節に集中して多く消費されるか否か（例：イチゴ）といった観点を考慮し、マイナー作物か否かを判断することとしたほか、複数の作物が合計されているが個々の消費量データがないためマイナー作物か否かの判断が困難な品目（例：マンゴー+マンゴスチン+グァバ）等については、さらなる検討が必要であることが確認された。なお、ある作物が属する食品群全体に適用されるグループ MRL を設定するための代表作物として選定した場合に必要な作物残留データの最小例数については、定めない方針となった。

議論の結果、電子作業部会（議長国：フランス、共同議長国：タイ及びケニア）を設置し、①今次会合で未解決課題として残された約 30 の作物のデータの精緻化、②特定の作物についての消費量データの提供依頼、③マイナー作物に対する MRL 設定を促進するためのガイダンス作成、④残留データのニーズが高いマイナー作物と農薬の組み合わせを同定するデータベース作成の継続を行うことが合意された。

(3) 個別農薬の MRL の検討及び既存の MRL 設定プロセスの修正提案に関する議題

議題 6 (a) 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

44 農薬に係る MRL 案及び原案の検討が行われた。結果は以下のとおり。

- MRL 案がステップ 8 に進められた農薬
 Diflubenzuron (130) Hexythiazox (176) Etofenprox (184) Fenbuconazole (197)
 Esfenvalerate (204) Flutriafol (248)
- MRL 原案がステップ 5/8 に進められた農薬

Dichlorvos (25)	Dicofol (26)	Chlorothalonil (81)	Carbofuran (96)
Phorate (112)	Fenvalerate (119)	Cyfluthrin / beta-cyfluthrin (157)	Cyromazine (169)
Buprofezin (173)	Glufosinate-Ammonium (175)	Cycloxydim (179)	Imidacloprid (206)
Methoxyfenozide (209)	Pyraclostrobin (210)	Fludioxonil (211)	Trifloxystrobin (213)
Indoxacarb (216)	Azoxystrobin (229)	Spinetoram (233)	Spirotetramate (234)
Fluopyram (243)	Saflufenacil (251)	Sulfoxaflor (252)*	Penthiopyrad (253)
Dinotefuran (255)	Fluxapyroxad (256)	MCPA (257)	Sedaxane (259)

* 議題12(a)のパイロットプロジェクト対象剤

○ 既存 MRL の削除が提案された農薬

Dichlorvos (25)	Dicofol (26)	Chlorothalonil (81)	Carbofuran (96)
Phorate (112)	Fenvalerate (119)	Cyfluthrin / beta-cyfluthrin (157)	Glufosinate-Ammonium (175)
Hexythiazox (176)	Cycloxydim (179)	Tebuconazole (189)	Fenbuconazole (197)
Imidacloprid (206)	Methoxyfenozide (209)	Pyraclostrobin (210)	Fludioxonil (211)
Trifloxystrobin (213)	Indoxacarb (216)	Azoxystrobin (229)	Spirotetramate (234)
Fluopyram (243)	Saflufenacil (251)		

○ MRL 案又は原案のステップを進めなかった農薬
(ステップ 7 に維持)

Chlorpyrifos-Methyl (90)	Oxamyl (126)	Bifenthrin (178)	Tebuconazole (189)
Metalaxyl-M (212)	Difenoconazole (224)	Clothianidin (238)	Dicamba (240)

(ステップ 4 に維持)

Triazophos (143)	Glufosinate-Ammonium (175)	Bifenthrin (178)	Fluopyram (243)
Sulfoxaflor (252)*	Penthiopyrad (253)		

* 議題 12(a)のパイロットプロジェクト対象剤

○ MRL 案又は原案が取り下げられた農薬

Phorate (112)	Cyfluthrin / beta-cyfluthrin (157)	Glufosinate-Ammonium (175)	Tebuconazole (189)
Methoxyfenozide (209)	Azoxystrobin (229)	Spirotetramate (234)	Acetamiprid (246)

議題 12 その他の事項及び今後の作業**(a) グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト**

(経緯)

現行の手続きマニュアルでは、新規化合物の農薬については、登録されたもののみが、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による評価の対象とされている。

最近、OECD の枠組みと関連して、農薬登録の早期化等を図るため、(本部会の活動とは全く独立して、) 試験データを複数国が役割分担して評価するグローバルジョイントレビューが行われている。

コーデックス MRL の設定を早期化することを目的として、米国提案により、農薬が

登録される前に、グローバルジョイントレビューと同時並行で JMPR が評価を行うパイロットプロジェクトを実施することが、第 42 回会合において合意された。

この合意を受け、対象農薬の Sulfoxaflor について、2011 年 JMPR による評価が行われ、(1) 現行の方法を用いて推定された MRL とともに、パイロットプロジェクトの一環として、(2) ①この農薬が同一の使用基準 (GAP) で使用され、②地域差による残留のばらつきは潜在的な残留のばらつきに包含される、との前提で全ての残留データを統合して MRL が推定された (以下「Global Dataset Method」)。グローバルジョイントレビューは、米国、カナダ及び豪州により行われ、本部会に先立ってカナダで登録が完了したほか、本部会会期中に米国で登録が完了した。JMPR が評価した 35 作物のうち、米国及びカナダの登録において、JMPR の評価時の GAP 案と異なる GAP が設定された作物は 16 作物であった。

(結果)

米国から、パイロットプロジェクトの進捗状況が報告され、本プロジェクトの利点が紹介されるとともに、本プロジェクトを踏まえ、コーデックス MRL 設定の手続きを修正すべく以下の勧告がなされた。

- a) まだどの国でも登録されていないグローバルジョイントレビュー対象農薬が、JMPR の評価を受けられるよう「優先リスト」の規準を改訂すること
- b) JMPR がジョイントレビューと同時並行で評価を行い、各国が MRL を設定する前に MRL を勧告すること
- c) JMPR が MRL を推定する際、Global Dataset Method を用いること

米国から提案された上記の手続きについては、関係国で登録される GAP が JMPR による評価の時点から変更されることに伴う懸念が示されるとともに、Global dataset method を使うクライテリアについて議論があり、合意に至らなかった。

Sulfoxaflor の MRL 案については、カナダ又は米国で登録された GAP と同じ又は同等 (最大投下量の±25%) の GAP 案を用いた残留データから、現行の方法を用いて MRL が推定された作物のみステップ 5/8 で合意された (35 作物中 30 作物)。その際、JMPR による MRL 案推定の根拠となる作物残留データがカナダ及び米国以外で作成された commodity の MRL 案については、他の農薬の MRL と異なる設定根拠となることから、我が国は留保を表明した。なお、EU は現在評価中のため本 MRL 案全体を留保し、豪州は本件は特別ケースであって他の剤の MRL 設定に影響を及ぼさないことを前提として本 MRL 案のステップを進めることを容認した。

農薬が登録される前にジョイントレビューと同時並行で JMPR が評価を行う本プロジェクトについて、最終評価を実施すべきとの意見もあったが、米国は、評価しても新たなコーデックス MRL 設定手続きについて合意に達するのは困難との見解を示し、今後の道筋は決まらなかった。

(b) 新規農薬のコーデックス MRL を適時に設定するための新たな選択肢の評価

Croplife International から、農産物の貿易拡大に伴い新規農薬のコーデックス MRL 設定のニーズが高まっている一方で、現在も JMPR が多くの評価すべき農薬を抱え、リソースがひっ迫していることに鑑み、新規農薬のコーデックス MRL を効率的に設定するための新たなアプローチが提案された。具体的には、現行の JMPR の評価の枠組みは残しつつ、JMPR に加えてメンバー国政府も評価を行い、ADI 及び MRL 案を CCPR に対して提案する道を開くことが提案された。

新規農薬のコーデックス MRL 設定を加速するための新たな選択肢を模索する必要性

は認識されたものの、それらの検討にあたっては、リスク評価の方針や方法論に一貫性を保つことが重要であることや、国際基準であるコーデックス MRL の設定を支えるために、独立性や透明性を保ちつつ国際的なリスク評価を行うために、JMPR のほかに評価機関を置くべきではないなどの意見が相次ぎ、CropLife の提案の検討を進めることは支持されなかった。

なお、コーデックス事務局からは次回執行委員会及び総会で、科学的助言を得るための資金確保の選択肢に関する文書が提示される予定である旨の情報提供があったほか、米国から、メンバー国が決定されたコーデックス MRL を採用しないことのほうがより問題であり、実際にどの程度採用しているか調査してはどうかとの意見もあった。

(4) その他の議題

議題 4 (a) FAO 及び WHO からの関心事項

FAO 事務局から、以下①～④の最近の活動が報告された。

- ① 発展途上国のコーデックス MRL 設定プロセスへの参加を促進するための能力開発
- ② MRL 推定のための残留農薬の評価に関するトレーニングマニュアルの更新
- ③ ASEAN、アフリカ及び南米向けの STDF プロジェクトを通じた科学的な助言の提供
- ④ 2012 年 2 月に開催された第 2 回グローバルマイナーユースサミットの結果

議題 4 (b) その他国際機関 (IAEA) からの関心事項

IAEA 事務局より、本部会に関連する IAEA の活動として、同機関のウェブサイトにおいて、特に発展途上国における残留農薬のモニタリングの計画を支援するために残留農薬の分析法のデータベースを公表していること等が紹介された。

議題 5 (a) 2012 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告

JMPR 事務局 (FAO 事務局及び WHO 事務局) より、2012 年 JMPR における以下の一般的検討事項が報告された。

① オリジナルスポンサーから支持されない農薬についての更なる検討

WHO 事務局より、定期的再評価の際、農薬メーカーがデータを提出しない場合の JMPR における評価に必要なデータ要件について JMPR が検討した結果が報告された。提出されるデータの質が重要であること、提出されるデータに基づき十分な評価が行えるかどうかは個々の農薬ごとにケースバイケースで判断する必要があること、再評価に当たっては公表されている文献を参照することもあるが、その際にはその文献に試験の手法や結果の情報が十分あり、結論を再度導き出せることが必要であることが強調された。

② GEMS/Food cluster diets の更新

WHO 事務局より、GEMS/Food cluster diets が更新され、従前の 13 クラスターから 17 クラスターに変更されたこと、2013 年から 2 カ年で、これら変更を反映した長期摂取量推定を可能とする自動表計算の開発を予定していることが報告された。また、EU より、EU 全域における個々の食品の消費量のデータ収集を目指した取組を進めていることが報告された。

③ JMPR のガイダンス文書の更新

WHO 事務局より、WHO パネル専門家による評価書作成や、加盟国や産業界による毒性データの提出に役立つガイダンスの作成の進捗状況が報告された。

④ 21世紀のハザード評価:新たな mechanistic-based approach によるデータの JMPR の評価への活用

WHO 事務局より、JMPR の毒性評価において新たな評価手法も取り入れていくことが報告された。

⑤ 軽微な適応反応を毒性所見とするか否かを判断するための検討

WHO 事務局より、標記への対応のためのガイダンス作成を進めており、2013 年 JMPR においても検討予定であることが報告された。

⑥ JMPR の手続きの変化

WHO 事務局より、WHO パネルの専門家が 2012 年 JMPR 会合に先立ち、技術的課題に関する電話会議を実施し、効率的に準備を進める一方、会期中の農薬メーカーとの打合せを廃止したことにより、結果的により多くの農薬を評価する時間を確保できたことが報告された。

⑦ 非常に毒性が低い農薬の評価

WHO 事務局より、2012 年 JMPR が ADI の設定を不要と判断した農薬の事例(アメトクトラジン)が紹介された。EU より、各種毒性試験において最大投与量においても何ら影響が認められない農薬であっても、最大投与量を根拠として ADI を設定すべきとの意見があり、次回 JMPR に報告されることとなった。

⑧ 短期摂取量推定のための自動表計算の更新:新たな多食者の摂取量データ

FAO 事務局より、短期摂取量推定の計算に用いる多食者の摂取量データの更新状況が報告され、14-50 歳及び 6 歳以下のデータが使用可能になったことや、JMPR がこれらデータセットを頑健と見なした旨が報告された。また、タイから、2016 年まで国民消費量調査を実施予定であり、将来的に調査結果を提供する用意があるとの報告があった。

⑨ 比例性 (Proportionality) の適用に関するさらなる検討

FAO 事務局より、JMPR が、いくつかの農薬について比例性を適用して MRL を推定したことが紹介された。

(b) コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する 2012 年 JMPR の回答

議題 6a の議論の中で、必要に応じ報告されることとなった。

議題 9 残留農薬の分析法の適正評価のためのパフォーマンスクライテリアに関する討議文書

農薬の分析法に関する会期中作業部会(議長国:米国)の検討結果が報告された。

その結果、残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリアに関するガイダンスを作成するための新規作業を開始することについて、本年 7 月の第 36 回総会に諮ることが合意された。新規作業では、CCRVDF において検討された関連文書を参考にして妥当性確認のためのクライテリアを設定しつつ、残留農薬分析法に関するパフォーマンスクライテリアを検討することとされている。

議題 11 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

2014 年以降の JMPR における農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リスト案が検討され、2014 年の優先リストについて、いくつかの修正を加えた上で合意された。ただし、JMPR の WHO 事務局からは、深刻なりソース不足の現状が紹介され、2014 年 JMPR を開催するためには、2014 年 1 月頃までに必要な資金を確保する必要があるとの指摘があった。

また、本議題の電子作業部会の議長（豪州）より、我が国の意見等を受け、Appendix 2b（前回の評価から 15 年経過しており定期的再評価の候補には上がっているが、未だそのスケジュールが決まっていない農薬）のうち、メーカーがデータを提出しない又は意向が不明確な農薬の中には、25 年以上再評価を受けていないものがあり、こうした農薬の定期的再評価を実施するか決めるために、データ提出の意向がある主体がいるかどうか、注意喚起することが示唆された。

議論の結果、電子作業部会（議長国：豪州）を再設置して、引き続き優先リストについて検討し、次回部会で検討することとなった。

なお、優先リストのうち、Appendix 5～7 については、他の資料との重複等を理由に削除することが合意された。

（参考）

コーデックス残留農薬部会（CCPR）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値（MRL）案及び改訂案	8	・ 第 36 回総会
MRL 原案及び改訂原案	5/8	・ 第 36 回総会
MRL 案及び改訂案	7	・ 第 46 回 CCPR
MRL 原案	4	・ 第 46 回 CCPR
削除が提案された MRL	廃止	・ 第 36 回総会
グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト	—	・ 第 36 回総会 (プロジェクト完了)
MRL 推定にあたって比例性（Proportionality）の概念を適用する際の原則及びガイダンス	—	・ 第 36 回総会
食品及び動物用飼料のコーデックス分類における果実群の各分類の改訂に伴う MRL データベースにおけるグループ MRL の記述の修正	—	・ 第 36 回総会
食品及び動物用飼料のコーデックス分類における果実群の各分類の改訂に伴う MRL データベースにおけるグループ MRL の記述の修正：きんかんの取扱いに関する更なる検討	—	・ 第 46 回 CCPR（日本が討議文書作成）
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案：ハーブ類、スパイス類	7	・ 第 46 回 CCPR（野菜類の改訂が終了するまで据え置き）

食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案:アブラナ科野菜類 (アブラナ科葉菜類を除く)、葉菜類、茎葉及び葉柄野菜類	7	・ 第 46 回 CCPR (野菜類の改訂が終了するまで据え置き)
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案:根菜及び塊茎状野菜類	5	・ 第 36 回総会 ・ 第 46 回 CCPR
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案:その他の野菜類	2/3	・ 電子作業部会 (議長国:オランダ、共同議長国:米国) ・ 第 46 回 CCPR
Table 2 原案:野菜類の代表作物の選定例 (食品群への MRL 外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料)	2/3	・ 電子作業部会 (議長国:オランダ、共同議長国:米国) ・ 第 46 回 CCPR
Minor Crops / Specialty Crops へのコーデックス MRL 設定促進のためのクライテリアの更なる検討及びその他関連事項に係る討議文書	—	・ 電子作業部会 (議長国:フランス、共同議長国:ケニア及びタイ) ・ 第 46 回 CCPR
残留農薬の分析法のパフォーマンスクライテリアに関するガイダンス文書原案	1/2/3	・ 第 36 回 CAC ・ 電子作業部会 (議長国:米国、共同議長国:中国) ・ 第 46 回 CCPR
コーデックス残留農薬部会が適用するリスクアナリシスの原則の改訂	—	・ 電子作業部会 (議長国:コスタリカ、共同議長国:チリ) ・ 第 46 回 CCPR
農薬に関するコーデックス優先リストの設定 (新規農薬と定期的再評価の対象農薬)	1/2/3	・ 第 36 回 CAC ・ 電子作業部会 (議長国:豪州) ・ 第 46 回 CCPR

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 41 回食品表示部会

日時：2013 年 5 月 14 日（火）～5 月 17 日（金）

場所：プリンスエドワード島（カナダ）

議題

1	議題の採択
2	食品表示部会への付託事項
3	コーデックス規格案における表示事項の検討
4	食事、運動及び健康に関する WHO の世界戦略の実施： 栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）の 改訂原案（ナトリウム塩不添加）（ステップ 6）
5	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン
(a)	エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用（ステップ 3）
(b)	有機養殖漁業（ステップ 3）
6	日付表示の規定の問題に関する討議文書
7	育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する討議文書
8	その他の事項、今後の作業及び次回部会の日程及び開催地
9	報告書の採択

第 41 回食品表示部会 (CCFL) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 5 月 14 日 (火) ～ 5 月 17 日 (金)

場所：シャーロットタウン (カナダ、プリンスエドワード島)

2. 参加国及び国際機関

60 加盟国、1 加盟機関、22 国際機関 合計 213 人 (暫定)

3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示課 食品表示調査官	塩澤 信良
水産庁加工流通課 課長補佐	富永 温夫
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際基準専門官	坂下 誠
厚生労働省医薬食品局食品安全部国際食品室 室長	鷺見 学
テクニカルアドバイザー	
特定非営利活動法人国際生命科学研究機構	浜野 弘昭

4. 概要

議題 1：議題の採択

議題 5b (有機養殖漁業) については、部会の前日に行われた物理的作業部会の報告書に目を通す時間を考慮し、2 日目 (15 日) に討議することで合意した。部会としては、この変更を加えた上で、仮議題を議題とすることで合意した。

議題 2：食品表示部会への付託事項

第 35 回総会 (2012 年) の結果として、栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) の改訂案 (栄養参照量 (Nutrient Reference Values: NRVs) の新たな定義に関するもの)、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の改訂原案 (糖類不添加強調表示の要件等に関するもの)、有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン (CAC/GL 32-1999) の修正原案 (エチレンの果実成熟への使用及びスピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの追加に関するもの) 等の報告があった。

また、他の部会からの付託事項としては、近東地域調整部会 (CCNEA) において、ハラルという用語の使用に関するガイドラインの修正提案があり、エジプトが討議文書を準備する予定との報告があった。一方、魚類・水産製品部会 (CCFFP) (有機養殖漁業に関するもの) については議題 5b で、また、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) (比較強調表示、トランス脂肪酸 (Trans Fatty Acid: TFA) フリー強調表示、表示を目的とした食事に関する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の NRVs (NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases: NRVs-NCD) の策定と見直しの原則に関するもの) については議題 4 で、それぞれ討議されることとな

った。

議題 3：コーデックス規格案における表示事項の検討

以下の表示の規定については、関連部会から提案された内容で採択された。

- ・ アンズタケ (chanterelles) の地域規格原案 (欧州地域調整部会：CCEURO)
- ・ 生鮮／活及び冷凍アワビの生食又は加工に関する規格案 (CCFFP)
- ・ アボカドに関する規格の改訂原案 (生鮮果実・野菜部会：CCFFV)
- ・ ザクロに関する規格案 (CCFFV)
- ・ 食用オリーブに関する規格原案 (加工果実・野菜部会：CCPFV)
- ・ テンペに関する地域規格原案 (アジア地域調整部会：CCASIA)
- ・ ナツメヤシペーストに関する地域規格原案 (CCNEA)

くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案

部会としては、7.1 章にある「一般名称又は取引名称」(common or commercial name) という文言は、一般規格の 4.1.1 章との整合性を考慮し、「一般名称又は通常名称」(common or usual name) に置き換えることで合意した。また、香料については、一般規格との整合性から、原材料リストに表示すべきとされた。

上記の修正を加えた上で、表示に関する規定が採択された。

生、生鮮、急速冷凍ホタテ貝柱に関する規格案

7.1.1 章、7.1.2 章、7.1.3 章について、混乱を避けるために明確化すべきとの提案や、本規格案はステップ 6 であるため、CCFFP でさらに議論を行うことができる旨指摘があったものの、表示に関する規定が採択された。

非発酵大豆製品に関する地域規格原案

8 章「表示」について詳細な議論が行われ、8.2 章の遺伝子組換え大豆を使用する製品の表示については、複数の国から他のコーデックス文書と一貫していないとして削除を提案したが、議長から、他のコーデックス文書との一貫性を確保するため、遺伝子組換え大豆が使用される際には、既存の指針 (Compilation of Codex texts relevant to the labelling of foods derived from modern biotechnology (CAC/GL 76-2011)) を考慮しなければならない旨の修正案が提案され、合意された (アルゼンチン、コスタリカ及びメキシコは Reservation)。

また、8.3 章のベジタリアン食品の表示については、添加された油脂の種類に関する情報は既に規定されたコーデックス基準に従って表示されなければならないとして、本項を削除することで合意された。

8.4 章の当該食品名の表示については、2.2 章の「soybean milk」を当該食品の表示に使用することについて焦点が当てられ、インドをはじめ複数の国及び国際酪農連盟 (International Dairy Federation: IDF) からは、「豆乳 (soybean milk)」という用語の「乳 (milk)」を乳製品以外で使用することは、消費者に誤解を与えること、「乳 (milk)」という用語は、既存のコーデックス基準 (General Standard on the Use of Dairy

Terms (CODEX STAN 206-1999)) (特に 4.2.1、4.6.1、4.6.3 章) 及び食品分類 06.8.1 「Soybean-based beverages」を含むコーデックス基準 (General Standard for Food Additives (CODEX STAN 192-1995)) と一貫していないこと、多くの国では「豆乳 (Soybean milk)」は「Soybean-based beverages」に含まれているとして、反対であるとの意見が出された。

一方、CODEX STAN 206-1999 の 4.6.2 章が、乳製品に関する用語は「その製品の正確な性質が伝統的利用から明らかな場合またはその名称が非乳製品のある特質を説明するために明確に使われている場合」に使用できると述べていること、また、「soybean-based beverages」は定義上「豆乳 (soybean milk)」製品とは異なることが説明され、「豆乳 (soybean milk)」の用語の使用を支持する意見も出された。

議長からは、本件は CCASIA で議論し決定すべき本質的な問題であると提案され、CCASIA 調整国である我が国はインドとともにその提案を支持した。

結果的に、部会としては CCASIA から提案された本地域規格原案については採択せず、8.2 章の修正、8.3 章の削除、8.4 章については、CCASIA において CODEX STAN 206-1999 の関連する条項及び食品添加物部会 (CCFA) や乳・乳製品部会 (CCMMP) のような他の部会での関連する議論を考慮をし、更なる検討を行うことを提案することで合意した。

乳幼児用の調整補助食品ガイドライン案

章の順番を一部入れ替える等の提案があったものの、部会としては現行案のほうがより論理的であるとし、表示に関する規定が採択された。

議題 4：食事、運動及び健康に関する WHO の世界戦略の実施：栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の改訂原案 (ナトリウム塩不添加) (ステップ 6)

(経緯)

前回部会では、本議題に関して、不添加強調表示の定義、糖類及び食塩の不添加強調表示、比較強調表示等に関する議論が行われた。このうち、食塩不添加強調表示以外の改訂原案については、ステップ 5/8 として第 35 回総会に諮ることが合意され、第 35 回総会において採択された。一方で、食塩の不添加強調表示の改訂原案¹については、ステップ 5 として今次部会で継続討議されることとなった。

¹ 今次部会で討議された改訂原案は以下のとおり。

「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」7.2 章：ナトリウム塩不添加食品のナトリウム塩不添加強調表示 (“no added salt” を含む) については、以下の条件を満たした場合に行ってもよい*。

- (a) ナトリウム塩を添加していないこと (例：塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウム)
- (b) 添加ナトリウム塩を含む原材料を使用していないこと (例：ウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油等)
- (c) 添加食塩の代用となるような、ナトリウム塩を含む原材料を使用していないこと (例：海藻 (使い方次第では))

* 塩化ナトリウム以外のナトリウム塩を技術的目的で添加することについては、当該食品のナトリウム含有量が低ナトリウムの強調表示条件を満たす範囲での添加であれば、国の当局はこれを容認してもよい。

前回部会では、食塩不添加強調表示について、ナトリウム塩不添加を要件とするオプション1と、塩化ナトリウムの不添加及び低ナトリウムの強調表示が許される濃度条件（ナトリウム：0.12g/100g以下）を満たすことを要件とするオプション2について議論が行われ、WHO 世界戦略とより整合性のあるオプション1を、日本を含めた多くのメンバーが支持した。一方で、技術的目的で添加されるナトリウム塩まで規制するのは厳格すぎるとの意見もあり、食塩不添加強調表示の条件案については、オプション1を基本にしつつも、①「塩化ナトリウム以外のナトリウム塩を技術的目的で添加することについては、当該食品のナトリウム含有量が低ナトリウムの強調表示条件を満たす範囲での添加であれば、国の当局はこれを容認してもよい」との文言を条件案に追加すること、②オプション1との整合性からガイドラインにおける食塩不添加表示の標題を「ナトリウム塩不添加」とすること、③食塩フリー表示についてはナトリウムフリー表示の条件を満たすことを要件とすることで合意した。

なお、前回部会の前の電子作業部会においては、海藻の使用は食塩添加の代替とみなしうるとの考えから、一時、海藻を使用した食品について、食塩（ナトリウム塩）不添加強調表示を不可とする案が示されていた。これに対し、我が国としては、海藻は食塩添加の代替としてではなく、むしろ食物繊維やカリウムの供給源として長年摂取されてきたことを挙げ、海藻の使用を食塩（ナトリウム塩）不添加強調表示不可の対象とすべきではないとの反対意見を示した。この結果、海藻については「使い方次第では」と変更され、前回部会でも特に反対意見は示されなかった。

今次部会にあたり、我が国としては、現在の改訂案は、我が国の食塩無添加表示の規定²やWHO 世界戦略とも概ね整合することから、原則としてこれを支持するも、海藻の使用については全面的にナトリウム塩不添加強調表示不可の対象とされないよう対応する必要があるあった。

（結果）

部会としては、WHO 世界戦略との整合性から現行案で概ね合意し、(a)～(c)の各条件の詳細について討議した。

各条件に該当する食品の例示について、例示は誤解を招く可能性があることから削除すべきとする意見や、例示は包括的なものではないものの、各条件の内容を理解する上で有用であるとの意見があった。部会としては、例示を残すこと、また、例示の食品リストがあくまでも一例であることを明確化する目的で、「例」(example)という用語を「～を含むがそれに限定するわけではない」(including but not limited to)という表現に替えることで合意した。

(b)の条件については、塩蔵魚を例示に追加すべきとの意見があった。また、WHOの代表はフィッシュソースを例示に追加することを提案し、その理由として、アジア諸国では

² 我が国の規定では、その食品本来の成分としてナトリウムが含まれていても食塩無添加表示をしても差し支えないことになっている。ただし、従来、ナトリウムに代えて食塩で栄養指導が行われてきた経緯等に鑑み、食塩以外の形であってもナトリウムを添加していれば、食塩無添加表示は不可とされている。（「栄養表示基準等の取扱いについて」（平成8年5月23日衛新第46号）6（6））

フィッシュソースがナトリウムの主要な摂取源となっているものの、添加ナトリウム塩としてみなされていない可能性がある旨説明した。部会としては、塩蔵魚とフィッシュソースを例示に追加することで合意した。

(c) の条件については、海藻の例示に関する「使い方次第では」(depending on how it is used) という表現を削除するか否かの討議がなされた。これについて我が国は、海藻は焼のり等、必ずしも添加食塩の代用として使用されるわけではないこと、また、そのような事情をもってしても海藻を全面的にナトリウム塩不添加強調表示不可の対象とするのであれば、肉や野菜等、ナトリウムを生来的に含む食品は全て添加食塩の代用とみなすべきであり、その場合、ナトリウム塩不添加強調表示の規定が適用できる食品はほとんどない旨発言した。これに対し、部会としては、(c) の条件は添加食塩の代用となるような原材料を用いる場合に適用される旨明記されており、我が国の懸念は当たらないことから、「使い方次第では」という表現を削除することで合意した。我が国としては、我が国の発言、並びにこの表現の解釈と削除理由について報告書に記録を残すことを部会に求め、これらの内容が報告書に記録された。

脚注のナトリウム量に関する条件については、「ナトリウムフリー」とすべきとの意見もあったが、厳しすぎるとして「低ナトリウム」とすることで合意した。

部会としては、本修正案³をステップ 8 として第 36 回総会に諮ることで合意した。

このほか、本議題では、議題 2 で決定したとおり、以下の案件も討議された。

比較強調表示

(経緯)

前回部会では、微量栄養素の比較強調表示を行う際の NRV の 10% 差という要件について、CCNFSDU に照会を行った。この結果、第 34 回 CCNFSDU は CCFL に対し、10% 差という値は実用的アプローチ (pragmatic approach) の結果であり、科学的根拠に基づくものではないこと、また、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの 6.3 章 (比較強調表示) は多量栄養素及びナトリウム (比較対照食品に比し 20% 以上の量的差が必要) とナトリウム以外の微量栄養素 (比較対照食品に比し 10% 差が必要) の両方を含む規定となっているため、分かりにくいものとなっている旨指摘した。CCNFSDU からは、6.3 章の文章はより明確にすべきと提案された。

³ 今次部会で合意され、第 36 回総会に諮問される修正案は以下のとおり。

「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」7.2 章：ナトリウム塩不添加

食品のナトリウム塩不添加強調表示 (“no added salt” を含む) については、以下の条件を満たした場合に行ってもよい*。

- (a) ナトリウム塩を添加していないこと。塩化ナトリウム、リン酸三ナトリウムを含むがこれらに限定するわけではない。
- (b) 添加ナトリウム塩を含む原材料を使用していないこと。ウスターソース、ピクルス、ペパローニ、しょう油、塩蔵魚、フィッシュソースを含むがこれらに限定するわけではない。
- (c) 添加食塩の代用となるような、ナトリウム塩を含む原材料を使用していないこと。海藻を含むがこれに限定するわけではない。

* 塩化ナトリウム以外のナトリウム塩を技術的目的で添加することについては、当該最終食品のナトリウム含有量が低ナトリウムの強調表示条件を満たす場合に限り、所管機関はこれを容認してもよい。

(結果)

CCNFSDU からの上記の指摘を受け、部会としては、熱量、多量栄養素及びナトリウムに係る要件と、ナトリウム以外の微量栄養素に係る要件を明確に区別するための種々の提案について検討した。その結果、現行の 6.3 章については、比較強調表示の原則要件を規定する 6.3.1 章と、ナトリウム以外の微量栄養素に係る要件（比較対照食品に比し 10%差が必要）を規定する 6.3.2 章の 2 つに分けることで合意した。

TFA フリー強調表示

(経緯)

前回部会は CCNFSDU に対し、TFA フリー強調表示の要件を策定するために必要な助言を求めることとした。しかし CCNFSDU からの回答は、CCFL が TFA フリー強調表示の策定を決定した後には要件の検討を行うというものであった。

(結果)

TFA フリー強調表示の必要性については数ヶ国から賛否両論の意見があったが、WHO の代表は、TFA の実質的排除と飽和脂肪酸の低減を図ることは、『食事、運動及び健康に関する WHO の世界戦略』を執行するうえで重要であるばかりでなく、非感染性疾患 (Noncommunicable Diseases: NCDs) に対する世界的監視の枠組みの主要指標となっており、この枠組みは NCDs に関する国連高レベル会合の政治宣言を執行する一環として策定されたものであること、また、最新の NCD 計画 2013-2020 における主要行動項目になっている旨発言があった。

IDF からは、第 34 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) では、乳製品、乳児用調製乳及び成人用栄養製品における TFA を含む脂肪酸の分析法が開発中であり (2014 年終了予定)、その作業が終わるまでは TFA に係る新たな分析法の承認は行わないとされた旨報告があった。

TFA フリー強調表示を策定することについては賛否両論あったものの、部会としては、TFA フリー強調表示の要件の策定を CCNFSDU に依頼することで合意した。

NRVs-NCD の策定と見直しに関する原則

(経緯)

第 34 回 CCNFSDU (2012 年) では、ビタミン、ミネラルの NRVs を設定するための一般原則と NRVs-NCD の設定に関する一般原則の統合案と、この統合に伴い必要となる、栄養表示ガイドラインの 2.6 章 (NRVs の定義) 及び 3.4 章 (栄養素含有量の表示方法) の修正案が作られた。今次部会では、これらの案について討議されることになっていた。

(結果)

マレーシアは、NRVs-NCD の設定に関する一般原則について、2 つの一般原則を統合する前に単独で総会の採択を得るべきであるとの反対意見を表明し、フィリピンがこれを支持した。

WHO の代表は、3.4.4.2 章のナトリウムに関する注釈に、『成人と子供のためのナトリウム摂取に関する最新 WHO ガイドライン（2012 年）』（The updated WHO Guideline on Sodium Intake for Adults and Children (WHO 2012)）を追記するよう提案があり、部会としてもこれに同意した。

部会としては、CCNFSDU から提案された上記修正案について、第 36 回総会に諮ることで合意した。

議題 5：有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン

(a)：エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用（ステップ 3）

（経緯）

前回部会では、本議題に関しての電子作業部会の議長国である米国から、エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用について、使用条件を付さない案と、「長期間休眠する特性のある品種が入手できない場合又はこれらの品種がその土地での生産条件に合致しない場合に保管された玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のためには認証機関又は当局による承認が必要」との使用条件を付す案の 2 案が電子作業部会の検討結果として提案された。

エチレンの使用に関しては長い歴史があり消費者、労働者及び環境への悪影響に関する明確な証拠はないとして使用に賛成する国がある一方、エチレンの当該使用には代替材があるとの発言や、エチレンやエチレン生産のリスクに関する新たな知見のためさらに検討すべきであるとの発言があったことを受け、米国とカメルーンを議長とする電子作業部会を設置し、引き続き検討が行われることとなった。

その後、電子作業部会において前回部会で述べられたエチレンについての追加的な情報が各国に共有された。

（結果）

電子作業部会議長国の米国及びカメルーンよりその検討結果が紹介され、エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用条件について、以下の 3 案が示された。

選択肢	資材	説明、組成に関する要件、使用条件
オプション A	エチレン	長期間休眠する特性のある品種が入手できない場合又はこれらの品種がその土地での生産条件に合致しない場合に保管された玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のため認証機関又は当局による承認が必要。その際、事業者及び作業員への接触を最低限にする方法で使用されなければならない。
オプション B	エチレン	長期間休眠する特性のある品種が入手できない場合又はこれらの品種がその土地での生産条件に合致しない場合に保管された玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のため認証機関又は当局による承認が必要。
オプション C	(エチレンを付属書 2 の表 2 の資材に追加しない。)	

電子作業部会議長国の米国及びカメルーン、EU、大多数の中南米諸国がオプション A を支持した。一方、豪州及びニュージーランドはオプション B を、ノルウェーはエチレンへの曝露の影響のデータ不足を理由にオプション C をそれぞれ支持した（ペルーもオプション C を支持）。

結果的に、部会は付属書 2 の表 2 IV その他の項にオプション A の内容を記載することで合意し（ノルウェー及びペルーは Reservation を表明）、ステップ 5/8 で次回総会に諮るとした。

(b) : 有機養殖漁業（ステップ 3）

（経緯）

既存の有機食品ガイドラインに養殖業の項目を追加する作業を行っている。前回部会では、EU が作成した改訂原案について多数のメンバーより多様なコメントが提出されたため、原案の内容について討議することなく、電子作業部会（議長国：EU）を設置して、検討することが合意された。また、今次部会の直前に物理的作業部会（議長国：EU）を開催することも合意された。

（結果）

電子作業部会で検討されたドラフトに基づいて議論された。我が国より、現在のガイドラインの定義に従い、有機生産を「社会的、生態的、経済的に持続可能な生態系の実現を目的とする生産」と位置づけるならば、持続的漁業により採捕される魚も有機生産の概念に含まれるのではないかと問題提起し、有機生産の概念に持続的漁業も追加することを提案したが、支持を得られなかった。

ガイドライン案の一読が終了したが、種苗生産におけるホルモンや天然種苗の使用の可否、有機養殖に使用可能な飼料等、多くの事項について引き続き議論が必要であるとされたことから、ステップ 3 に差し戻し、次回会合で引き続き議論していくこととなった。

議題 6 : 日付表示の規定の問題に関する討議文書

（経緯）

前回部会では、太平洋諸国は食品を輸入に頼っていることから、包装食品の日付表示について懸念事項となっていることが、ニュージーランドより示された。太平洋諸国で販売されている包装食品のなかには、日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品があること、また実際には冷凍で流通されているため、現行の日付表示は無意味化していること等が、最大の懸念であるとされた。そしてこれらが原因で、品質や安全性に関する問題が生じたり、不必要な食品廃棄を招いている可能性があることが指摘された。

ニュージーランドが現行ガイドラインに係る諸問題の概要をまとめた討議文書を準備し、この問題を新たな作業とするかどうかについて、今次部会で検討することが合意された。

（結果）

ニュージーランドの提案に対し、部会として全会一致で賛同した。

WHO の代表からは、討議文書に挙げられた様々な日付表示に関する問題は太平洋諸国/諸島や国際社会における重大な課題であり、包装食品の表示に関する一般規格（General Standard for Labelling of Prepackaged Foods: GSLPF）の見直しに関する本提案を強く

支持する旨発言があった。また、FAO の代表からは、FAO が日付表示に係る作業を食品ロスと廃棄物削減に関する世界戦略の一部として行っており、FAO としても情報提供等協力する旨発言があった。

部会としては、日付表示の問題に取り組むために、GSLPF の見直しに関する新作業を総会に提案することで合意した。

なお、部会としては、総会への提案のほか、ニュージーランドを座長国、オーストラリアを副座長国とする電子作業部会を立ち上げ、以下の 3 点を付託事項としステップ 3 として意見を募集すること、また、次回部会の直前に、物理的作業部会を行うことで合意した。

《合意された付託事項》

- ・ GSLPF における、日付表示に関連する章の見直し作業をもとに、電子作業部会が討議文書を用意すること
- ・ GSLPF の助けとなるような、日付表示に関する追加的ガイダンスの必要性について検討すること
- ・ 日付表示に関する修正案を取り入れるための基準について、改訂案を策定すること

議題 7：育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する討議文書

(経緯)

前回部会では、国際食糧政策研究所 (International Food Policy Research Institute : IFPRI) より、育種選別により栄養強化された作物についてのプレゼンテーションがあり、この種の作物に由来する食品の表示をどのように行えばよいかについて、部会に照会があった。部会は、今次部会での検討に向け、IFPRI が討議文書を作成する可能性を確認し、議長より、討議文書に反映させたい情報を持つメンバーは IFPRI にコンタクトするよう助言があった。

(結果)

IFPRI の代表より、食品の栄養素量 (特に鉄、ビタミン A、亜鉛等) を増加させるには、伝統的育種法、肥料を用いた土壌強化 (agronomic fortification)、遺伝子組換え等、様々な方法があること、また、IFPRI が行っている Harvest Plus プログラムは伝統的育種法により作物中の微量栄養素 (鉄、ビタミン A、亜鉛等) を増加させる取組であるが、育種選別による栄養強化 (biofortification) の定義が存在しないため、この種の作物について育種選別により栄養強化された旨の強調表示が行えない状況にあるとの発言があった。

この点に関して、部会としては、既存のコーデックスガイドラインには微量栄養素の含有量に係る「高い旨の表示」に関する基準は用意されているが、biofortification に関する定義は存在しないことで概ね了解した。

部会では種々の意見が出されたが、結果的に、IFPRI が次回の CCNFSDU に向けて討議文書を用意すること、また、育種選別により栄養強化された食品に関する定義の策定を CCNFSDU に依頼することで合意した。

議題 8：その他の事項、今後の作業及び次回部会の日程及び開催地 栄養成分表示

ジャマイカより、同国では糖尿病性腎症が問題になっていることから、栄養成分表示を行う際の必須表示項目に、カリウムとリンを追加してほしいとの依頼があった。

部会としては、栄養成分について必須表示項目を追加することは、各国の必要性に応じて任意に行える旨、栄養表示ガイドラインに規定されていると指摘した。

これを受けて、数ヶ国より、任意で追加表示を行っている事例報告があった。

卸売用食品の包装の表示に関する一般規格の策定の提案

インドから出された標記新規作業の提案に対し、賛同する国もあった一方で、輸出入認証に関連する既存文書でカバーされており、新規作業の必要性はないとする意見も複数あった。

部会としては、次回部会でのさらなる議論のために、既存のコーデックス文書と国際貿易との齟齬を明確にした討議文書をインドが準備することで合意した。

食品のインターネット販売に関する問題

アルジェリアより、食品のインターネット販売に関する問題について討議文書を準備する旨表明があり、部会としてこれを了承した。

次回会合の日程及び開催地

第 42 回部会は、約 18 ヶ月後（2014 年 10 月）にカナダ（場所未定）にて開催される予定である。

(参考)

食品表示部会 (CCFL) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の改訂原案 (ナトリウム塩不添加)	5/8	第 36 回総会
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン (エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用)	5/8	第 36 回総会
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン (有機養殖漁業)	3	第 42 回食品表示部会
育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する討議文書	討議文書	カナダ、IFPRI 第 35 回栄養・特殊用途食品部会
卸売用食品の包装の表示に関する一般規格の策定の提案	討議文書	インド
食品のインターネット販売に関する問題	討議文書	アルジェリア

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 36 回 コーデックス総会

日時 : 2013年7月1日(月)～7月5日(金)
場所 : ローマ(イタリア)

仮議題

1.	議題の採択
2.	第 68 回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 地域調整部会の報告と地域調整国の指名
4.	手続きマニュアルの改訂
5.	ステップ 8 の規格案と関連文書（ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む）
6.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	コーデックス規格と関連文書の改訂
9.	新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案
10.	部会及び特別部会から総会に付託された事項
11.	コーデックス委員会の戦略計画
12.	財政及び予算に関する事項
13.	FAO 及び WHO から提起された事項
14.	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
15.	議長及び副議長の選出
16.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定と 2014-2015 の会議スケジュール
17.	その他の作業
18.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 36 回コーデックス総会の主な検討議題

1. 日時及び開催場所

日時：2013 年 7 月 1 日（月）～7 月 5 日（金）

場所：ローマ（イタリア）

2. 主要議題の検討内容

仮議題 3. FAO/WHO 地域調整部会の報告と地域調整国の指名

事項	概要
地域調整部会の報告と地域調整国の指名	各地域調整部会の結果報告と次期地域調整国の指名が行われる。アジア地域については、前回のアジア地域調整部会において日本が引き続き地域調整国として指名されている。

仮議題 4. 手続きマニュアルの改訂

〈分析・サンプリング法部会（CCMAS）〉

事項	概要
手続きマニュアル中の分析法クライテリアに関するガイドラインの修正	分析法は検出限界 (LOD) 及び定量限界 (LOQ) の両方の性能基準を満たす必要があるため、手続きマニュアル 74 頁 3 番目左のボックス内の「... LOD or LOQ...」を「... LOD and LOQ...」へ修正することを提案。

〈残留農薬部会（CCPR）〉

事項	概要
MRL 推定にあたって比例性 (Proportionality) の概念を適用する際の原則及びガイダンス	過去の JMPR のデータ並びに新たに産業界及び政府（我が国及び中国）から提出されたデータの解析に基づいた、農薬最大残留基準値 (MRL) 推定にあたって比例性の概念を適用する際の原則及びガイダンス案。

〈魚類・水産品部会 (CCFFP) 〉

事項	概要
魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改訂原案（セクション II への組み入れ：コーデックス規格及び関連文書の策定：コーデックス規格及び関連文書の特定条項に含めるためのガイドライン）	魚類及び水産製品に関する規格に魚種を追加する際の手続きについて、シンプルかつ簡易なものとする改訂原案。

仮議題 5. ステップ 8 の規格案と関連文書（ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む）

Part 1 ステップ 8、迅速化手続きのステップ 5 及びステップ 5/8 の規格案及び関連文書

〈生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 〉

事項	概要
アボカド規格案 均一性及びサイズに関するその他の規定案（セクション 5.1 及び 6.2.4）	アボカドの均一性及びサイズ等を規定した規格案。
ザクロ規格案	ザクロの品質、等級分け等を規定した規格案。
ザクロ規格原案 サイズ及び均一性に関する規格原案（セクション 3 及び 5）	ザクロの均一性及びサイズに関する規格原案。

〈ヨーロッパ地域調整部会 (CCEURO) 〉

事項	概要
アンズタケの地域規格原案	生鮮キノコ、“アンズタケ”の地域規格の改訂原案。

〈魚類・水産品部会 (CCFFP) 〉

事項	概要
くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の規格案	くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚製品の定義及び加工方法、添加物の使用等を定めた規格案。
生鮮／活及び冷凍アワビ (Haliotis 属) の規格案	生鮮／活及び冷凍アワビ (Haliotis 属) の定義、貝毒の規格及び表示等を定めた規格案。
急速冷凍フィッシュスティックの規格修正原案 (South Atlantic Hake の窒素係数)	急速冷凍フィッシュスティック規格に関して、ティラピアと South Atlantic Hake (南大西洋ヘイク) の窒素係数を追加する規格修正原案。
魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改訂原案	魚類及び水産製品に関する規格に魚種を追加する際の手続きについて、シンプルかつ簡易なものとする改訂原案。

〈加工果実・野菜部会 (CCPFV) 〉

事項	概要
食用オリーブのコーデックス規格改訂原案	1981年に策定された食用オリーブに関する規格について、新たに貿易区分(品質等級)を追加する等の改訂原案。

〈アジア地域調整部会 (CCASIA) 〉

事項	概要
テンペの地域規格原案	テンペの地域規格に関する規格原案。

〈食品衛生部会 (CCFH) 〉

事項	概要
食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則の改訂原案	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則 (CAC/GL 21-1997) について、新しいリスク管理に関する数的指標やHACCP等の食品衛生管理システムの評価等への適用を反映させる改訂原案。
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のベリー類に関する付属文書原案	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範に、新たにベリー類に関する付属文書を追加するもの。

〈栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 〉

事項	概要
乳幼児用の調整補助食品ガイドラインの改訂案	乳幼児用の調整補助食品ガイドライン(CAC/GL 8-1991)について、他の基準との整合性等を含めて所要の改訂を行うもの。
栄養参照量 (NRVs) の改訂案	栄養参照量 (1日当たり) として飽和脂肪酸20g (2000kcal 当たり)、ナトリウム2000mg を設定する改訂原案。
一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs-NCD) を設定するための一般原則原案及びビタミン、ミネラルのNRVs を設定するための一般原則との統合	一般集団を対象とした NRVs-NCD を設定するための一般原則原案について、ビタミン、ミネラルの NRVs を設定するための一般原則と統合の上、栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) の付属文書とするもの。
コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案	ビタミンK、B1、B2、B6、B12、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム及びヨウ素の NRV、並びにナイアシンと葉酸の変換係数を追加/改訂するもの。

〈近東地域調整部会 (CCNEA) 〉

事項	概要
ナツメヤシペーストの地域規格	ナツメヤシペーストの地域規格原案

〈家畜の飼養に関する特別部会 (TFAF) 〉

事項	概要
リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案	各国政府が飼料のリスク評価を行う際のガイドライン案。「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスクアナリシスの作業原則」に沿った手順に加え、飼料のリスク評価に特有な手順や注意点を示したもの。
飼料中のハザードの優先順位付けに関するガイドライン原案	各国政府が優先的にリスク管理を行うべき飼料中のハザードを決める手法を示したもの。

〈食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）〉

事項	概要
国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン案及び原案	国内の食品管理システムを確立するための枠組み等を示した原則及びガイドライン案及び原案。

〈油脂部会（CCFO）〉

事項	概要
名前の付いた植物油規格の修正原案：米ぬか油の規格数値	米ぬか油の「脂肪酸組成」及び「デスメチルステロール」の数値の修正原案。

〈分析・サンプリング法部会（CCMAS）〉

事項	概要
食品の国際取引におけるサンプリング及び検査使用の原則案	国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して科学的な観点から紛争を防ぐための原則案。

〈食品添加物部会（CCFA）〉

事項	概要
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案	GSFA の Table1 及び 2 に含める食品添加物条項案及び原案。酢酸、アスコルビン酸、クエン酸、乳酸など 39 種類の食品添加物について規格を策定するもの。
食品添加物の国際番号システム（INS）の改訂原案	INS に掲載されている食品添加物の名称及び用途の改訂、追加又は削除を行うもの。
第 76 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	第 76 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）において設定された 8 つの食品添加物及び 93 の香料に関する規格原案。

〈糖類部会部会（CCS）〉

事項	概要
分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格原案	第 34 回総会でコロンビアより提案された「分蜜せずに脱水したさとうきび汁」（日本名は「黒糖、黒砂糖」）の規格原案。

〈食品汚染物質部会 (CCCF) 〉

事項	概要
果実飲料（ネクターを含む。）、果実缶詰及び野菜缶詰中の鉛の最大基準値の改正原案	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の特定品目中の鉛の最大基準値の改正原案：果実飲料（ネクターを含む。）、果実缶詰及び野菜缶詰。最大基準値の修正案について合意。
穀類を主原料とする乳幼児用食品中のデオキシニバレノール (DON) の最大基準値原案	穀類を主原料とする乳幼児用食品中の DON の最大基準値原案について合意。
ココア中のオクラトキシン A 汚染防止及び低減のための実施規範原案	ココア中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に関する実施規範について、ココアの一次生産段階も含めて策定。貯蔵及び輸送に用いる袋の要求事項の追加等を含む修正原案について、文言の修正を加えた。
キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸低減のための実施規範原案	キャッサバ中の青酸低減のための農業生産及び加工方法を含む実施規範の策定。様々なキャッサバ製品に適用できるように原案について修正、追加を行った。

〈残留農薬部会 (CCPR) 〉

事項	概要
農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び改訂案	食品又は飼料中の農薬について、第 45 回 CCPR においてステップ 8 で合意された 6 農薬の MRL 案
MRL 原案及び改訂原案	食品又は飼料中の農薬について、第 45 回 CCPR においてステップ 5/8 で合意された 29 農薬の MRL 原案

〈食品表示部会 (CCFL) 〉

事項	概要
栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の改訂案 (ナトリウム塩不添加)	栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの 7.2 章として、ナトリウム塩不添加強調表示の要件に係る規定を策定するもの。
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインに、エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑

売に係るガイドラインの改訂原案（エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用）	制のための使用について、使用条件を付した上で追加するもの。
---	-------------------------------

Part 2 最終採択に諮るその他の規格及び関連文書

〈魚類・水産品部会（CCFFP）〉

事項	概要
生及び活二枚貝の規格（セクションI-6.5、I-8.5及びII-8.7）並びに魚類及び水産製品に関する実施規範（セクション7.1及び7.2.2.2）の修正	生及び活二枚貝の規格(CODEX STAN 292-2008)中のサルモネラ属菌の規準を削除し、魚類及び水産食品の実施規範(CAC/RCP 52-2003)に「環境モニタリングやその他サーベイランスの結果によって示唆される疫学的な状況を考慮して適切な場合には、規制当局はサルモネラ属菌の規準の実施を決定しても良い」との規定を追加するもの。

〈加工果実・野菜部会（CCPFV）〉

事項	概要
果実缶詰の充填剤のガイドラインの改訂	果実缶詰の充填剤のガイドライン（CAC/GL 51-2003）について、「Regular pack」の定義を編集上の改訂としてガイドラインに含めるもの。
柑橘類缶詰、保存トマト及び加工トマト抽出物の規格の改訂（セクション4-食品添加物）	柑橘類缶詰：食品添加物の条項について、GSFAを参照する記述に置き換えるもの。 保存トマト：acidity regulatorの食品添加物リストの更新及びfirming agentについてGSFAの表3を参照する記述に置き換えるもの。 加工トマト抽出物：acidity regulatorの食品添加物リストの更新。
アップルソース缶詰規格の改訂（セクション9-分析法）	アップルソース缶詰規格に可溶性固形物(soluble solids)及び最小充填量(Minimum fill)の分析法を追加するもの。

〈アジア地域調整部会（CCASIA）〉

事項	概要
発酵大豆ペースト及びチリソースの地域規格の食	発酵大豆ペースト（CODEX STAN 298R-2009）及びチリソース（CODEX STAN 306R-2009）の食品添加物条項を修正する

品添加物条項の改訂	もの。
-----------	-----

〈食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）〉

事項	概要
食品安全の緊急事態における情報交換に関するガイドラインの改訂	食品安全の緊急事態における情報交換に関するガイドライン（CAC/GL 19-1995）について、動物用飼料の記述を追加するもの。

〈分析・サンプリング法部会（CCMAS）〉

事項	概要
異なるステップにおけるコーデックス規格の分析法	「燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格案」中の水相塩濃度の分析法、水分活性の分析法及びヒスタミンの分析法クライテリア、「生鮮/活及び冷凍アワビの規格案」中の冷凍アワビの総重量の測定法、テンペの地域規格中の水分含量等に関連する分析法、非発酵大豆製品の地域規格中の水分含量及びタンパク質含量の分析法等、更新・記述修正を含め 30 以上の分析法の承認。

〈油脂部会（CCFO）〉

事項	概要
個別規格のない食用油脂規格、名前の付いた動物性油脂規格並びにオリーブ油及びオリーブ粕油の規格の改訂	汚染物質の条項について、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）を参照する記述に置き換える等、所要の改訂を行うもの。
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範における、許容される前荷リストの改訂案	当該リストの糖蜜及び飲用水の記述を改訂するもの。

〈汚染物質部会（CCCF）〉

事項	概要
食用キャッサバ粉、ガリ及びスイートキャッサバの規格の修正	数値を変更せずに青酸の ML を GSCTFF に新たに規定する修正。

〈残留農薬部会 (CCPR) 〉

事項	概要
果実群の各分類の改訂に伴う農薬のMRLデータベースにおけるグループMRLの修正	第44回CCPRにおいて合意された果実群の分類の改訂に基づく、コーデックス農薬残留基準値(MRL)のデータベースの修正。

〈食品表示部会 (CCFL) 〉

事項	概要
食事、運動及び健康に関するWHOの世界戦略の実施：栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン(CAC/GL 23-1997)の改訂原案(ナトリウム塩不添加)	栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの7.2章として、ナトリウム塩不添加強調表示の要件を新たに規定するもの。
栄養表示のガイドライン(CAC/GL 2-1985)の修正(定義及び付属文書の置換：一般集団におけるNRVを設定するための一般原則)	栄養参照量(NRVs)は、必要量に基づくNRVs(NRV-R)と非感染性疾患予防のためのNRVs(NRVs-NCD)の2つがあることから、栄養表示ガイドラインにおけるNRVsの定義を修正するもの。

Part 3 総会でステップ8で保留されている規格及び関連文書

〈近東地域調整部会 (CCNEA) 〉

事項	概要
路上販売食品の地域実施規範案	路上で販売される食品の地域実施規範。

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 〉

事項	概要
牛ソマトトロピン(BST)のMRL案	乳分泌促進効果のあるBSTのMRL案。 前回部会において、JECFAに再評価を依頼した上で、その結果をCCRVDFに送付し、総会に対して勧告を求めること

	とされ、それまでの間、本件はステップ8に保留することで合意されている、
--	-------------------------------------

仮議題6. ステップ5の規格原案と関連文書

〈新鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 〉

事項	概要
ゴールデンパッションフルーツ規格原案	ゴールデンパッションフルーツの品質、等級分け等を規定した規格原案。

〈魚類・水産部会 (CCFFP) 〉

事項	概要
生及び活二枚貝の規格におけるバイオトキシン参照法及び確認法の性能基準原案(セクション I-8.6)	生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) に含めるバイオトキシン検査法の Performance criteria(性能基準)の原案。

〈加工果実・野菜部会 (CCPFV) 〉

事項	概要
果実缶詰の規格原案及びマンゴーの付属文書原案	果実缶詰についての包括的な規格原案とマンゴーについての付属文書原案。
急速冷凍野菜の規格原案	急速冷凍野菜についての包括的な規格原案。

〈アジア地域調整部会 (CCASIA) 〉

事項	概要
非発酵大豆製品の地域規格原案	非発酵大豆製品の製品分類、品質等を規定した地域規格原案。

〈食品汚染物質部会 (CCCF) 〉

事項	概要
穀類中の DON の最大基準値原案 (サンプリングプランを含む) 並びに小麦、大麦及びとうもろこしを原料とするフラワー、セモリ	穀類中の DON の最大基準値原案 (サンプリングプランを含む) 並びに小麦、大麦及びとうもろこしを原料とするフラワー、セモリナ、ミール及びフレークの最大基準値原案について合意。

ナ、ミール及びフレークの最大基準値原案	
---------------------	--

〈残留農薬部会 (CCPR) 〉

事項	概要
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案：根菜及び塊茎状野菜類	食品及び動物用飼料のコーデックス分類のうち、根菜及び塊茎状野菜類に関する改訂案。

仮議題 7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

〈食品添加物部会 (CCFA) 〉

事項	概要
個別食品規格における添加物条項	ミルクパウダー及びクリームパウダーの規格、食用カゼイン製品の規格などにおけるアルミニウム含有食品添加物の条項を廃止するもの。
ミネラルオイルの溶媒及び低粘度に関する規格 (INS 905e、f 及び g)	ミネラルオイルの溶媒及び低粘度に関する規格 (INS 905e、f 及び g) の廃止。

〈汚染物質部会 (CCCF) 〉

事項	概要
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の個別規格に残っている鉛の最大基準値：果実缶詰及び野菜缶詰	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) 中の果実缶詰及び野菜缶詰に係る最大基準値修正案の最終採択を前提とした、個別規格中の鉛の最大基準値 (ML) の廃止。

〈残留農薬部会 (CCPR) 〉

事項	概要
削除が提案された食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案	第 45 回 CCPR において合意された既存の 22 農薬の最大農薬基準値 (MRL) の廃止。

仮議題 9. 新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案

—新規作業—

〈北米・南太平洋地域調整部会 (CCNSWP)〉

事項	概要
発酵ノニジュースの地域規格	南太平洋の国々に自生するノニ果実を発酵させて製造する飲料の地域規格。

〈新鮮果実・野菜部会 (CCFFV)〉

事項	概要
オクラの規格	オクラの規格策定に関する新規作業提案。
ジャガイモの規格	ジャガイモの規格策定に関する新規作業提案。

〈魚類・水産部会 (CCFFP)〉

事項	概要
フィッシュソースの実施規範	フィッシュソース規格の策定を踏まえて製造実施規範の策定作業が新規に提案されたもの。

〈加工果実・野菜部会 (CCPFV)〉

事項	概要
人参 (ginsen) 製品の規格	人参 (ginsen) 製品のコーデックス地域規格の世界規格への適用拡大に関する新規作業提案。

〈アジア地域調整部会 (CCASIA)〉

事項	概要
路上販売食品の衛生実施規範	路上販売食品の衛生実施規範を策定する新規作業提案。

〈食品衛生部会 (CCFH)〉

事項	概要
水分含量が低い食品の衛生実施規範	水分含量が低い食品（水分活性 0.85 以下の食品：ピーナツバター、穀類、乾燥タンパク製品、菓子類等）の衛生実施規範を策定する新規作業提案。

〈栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 〉

事項	概要
フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しに関する提案	現行規格が策定されてから 20 年以上たっていること等から、フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直しを行う新規作業提案。

〈近東地域調整部会 (CCNEA) 〉

事項	概要
ハラール食品規格	イスラム教の戒律に従って処理された食肉 (ハラール) 食品の地域および国際規格。
冷蔵及び冷凍食肉の地域/国際規格の策定提案	食肉の冷蔵および冷凍に関する規格。

〈食品添加物部会 (CCFA) 〉

事項	概要
食品添加物の摂取量のシンプルな評価のためのガイドラインの改訂	1989 年に策定された現行のガイドライン (CAC/GL 3-1989) について、現在の状況を踏まえて改訂を行う新規作業提案。

〈残留農薬部会 (CCPR) 〉

事項	概要
残留農薬の分析法のパフォーマンスクライテリアに関するガイダンス文書	残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリアに関するガイドラインを作成するための新規作業提案。
農薬のMRL設定に関する優先リスト	JMPR における農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リスト案。

〈食品表示部会 (CCFL) 〉

事項	概要
食品の表示に関する一般規格の改訂 (日付表示について)	日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品等が流通していることから、日付表示の問題に取り組むため、包装食品の表示に関する一般規格の改訂等を行う新規作業提案。

－作業の停止－

〈食品汚染物質部会（CCCF）〉

事項	概要
GSCTFF 中の放射性物質のガイドライン値の改訂原案（ガイドライン値の適用及び実施を促進するためのガイダンスの作成を含む）	既存の食品中の放射性物質のガイドライン値の見直し、及びガイドライン値の見直しと関連して、ガイドライン値の解釈と適用について明確なガイダンスを策定する改訂原案。 ガイドライン値から最大基準値への改訂は行わず、ガイダンス作成についても国際機関間の作業結果を見て、改めて作業開始について検討する事となった。本原案の作業について、一旦すべて中断。
キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案	既存のコーデックス個別食品規格中の青酸の最大基準値の見直し及び新たな品目（キャッサバチップスなど）における最大基準値原案。 汚染実態や加工による低減、摂食パターン等のデータを収集してから検討すべきであるとされ、作業中止。

仮議題 10. 部会及び特別部会から総会に付託された事項

事項	概要
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範（許容される前荷のリスト案及び原案）	本件については第 34 回総会において最終的に採択されたが、CCFO に対して、総会で採択された基準に基づき、当該リストの見直しや J E C F A にレビューを依頼する重要性が高い物質を特定するよう指示が出された。今回の総会では、第 23 回 CCFO における検討状況の報告及び CCFO から総会に対して、作業の指示についての要請がなされている。
輸入食品の受け入れ拒否についての情報交換に関するガイドライン（CAC/GL25-1997）の改訂	食品安全の緊急事態における情報交換に関するガイドライン（CAC/GL 19-1995）について、動物用飼料の記述を追加することが第 36 回総会で諮られるが、輸入食品の受け入れ拒否についての情報交換に関するガイドライン（CAC/GL19-1995）に関しても同様の修正について、次回 CCFICS で検討することで合意された旨の報告がなされる予定。
個別食品規格の食品添加	個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合

物条項と GSFA の関連条項の整合	性を図るための作業について、CCFA における検討状況が報告される予定。
グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト	新規農薬である sulfoxafloer について、JMPR による評価が実施され、幾つかの MRL 原案について総会で最終採択が行われることとなり、パイロットプロジェクトが完了した旨の報告がなされる予定。
プロセスチーズに関する新規作業	プロセスチーズの規格については、前回の総会で作業中止となったが、プロセスチーズの安全性及び品質要件に関連するギャップについての情報収集を行い、得られた情報を分析した上で、今次総会で新規作業の必要性について検討することとされ、また、各地域調整部会において議論することとされたもの。今次総会では、各国からの情報や各地域調整部会の議論を踏まえてコーデックス事務局が整理した資料をもとに議論される。 アジア地域調整部会では、多種多様なプロセスチーズがあり、規格策定が容易ではないことから、本規格の策定は実現の可能性がないことで合意している。
スパイス・芳香ハーブ及びそれらの製剤に関する部会の設立についての討議文書	前回の総会において、インドより新部会の設立が提案され、各地域調整部会の見解及びインドが作成する討議文書をもとに今次総会で検討することとされたもの。 アジア地域調整部会では、多くの国が新部会の設立を支持した。

仮議題 11. コーデックス委員会の戦略計画

事項	概要
コーデックス戦略計画 (2008-2013) の一般的な実施状況	2008-2013 年の戦略的計画の各項目について、担当部会、実施期限、実施状況等が報告され、第 68 回執行委員会の検討結果とともに議論される。
コーデックス戦略計画案 (2014-2019)	次期コーデックス戦略計画について、各地域調整部会の意見などを踏まえて執行委員会の下に設置された小委員会 (Sub-Committee) にて用意された最終案が、第 68 回執行委員会の検討結果をもとに議論される。

仮議題 12. 財政及び予算に関する事項

事項	概要
財政及び予算に関する事項	資料未着であるが、コーデックス財政及び予算に関して、2012-2013 期支出状況及び 2014-2015 期予算が報告される予定。 また、コーデックスの規格策定作業において重要な役割を果たしているリスク評価のための FAO/WHO のリソースの問題について報告される予定。

FAO / WHO 合同食品規格計画
第 21 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2013 年 8 月 26 日 (月) ~8 月 30 日 (金)

場所 : ミネアポリス (米国)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	FAO/WHO 及び FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関連事項
4	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」 (VICH) を含む OIE の活動報告
5	(a)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案の検討 (ステップ 6)
	(b)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案の検討 (ステップ 4)
6	人の健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告
7	一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案
8	(a)他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿についてのリスクアナリシスポリシー
	(b)CCRVDF の Concern Form 案 (様式及び使用手続き)
9	(a)JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
	(b)開発途上国における MRL 設定の必要性に関するデータベース
10	はちみつ中の MRL またはその他の規制値設定のガイドラインに関する討議文書
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2013 年 8 月 24 日（土）に「他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿についてのリスクアナリシスポリシーに関する作業部会」及び「JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案に関する作業部会」、8 月 25 日（日）に「一斉分析法の性能特徴に関するガイドラインに関する作業部会」及び「人の健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する作業部会」が開催される予定。

第 21 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の主な検討議題

日時：2013 年 8 月 26 日 (月) ～8 月 30 日 (金)

場所：ミネアポリス (米国)

主議題の検討内容議題 5 動物用医薬品の最大残留量 (MRL) 案の検討

資料未着であるが、以下の動物用医薬品の MRL 案及び原案が検討される予定。

(a)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案の検討 (ステップ 6)モネパンテル (羊の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪)

前回会合では、EU は JECFA の推奨する MRL はいくつかの国の MRL よりも低く、貿易問題へと発展することの懸念を表明、また提案された MRL は一部の国の休薬期間と整合性がないことを指摘した。議論の結果、JECFA に今後提出されるデータを元に EU 等のより高い MRL の評価を依頼すると共に、総会の第 35 回セッションに本 MRL 案をステップ 5 に進めることが採択された。

我が国ではモネパンテルは食品安全委員会にて食品健康影響評価が終了し、ADI は 0.001mg/kg 体重/day とされ、これを根拠に暴露評価を行って残留基準値を設定しているところであるが、適切な安全性評価に基づいた MRL が採択されるよう適宜対応したい。

(b)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案の検討 (ステップ 4)アプラマイシン (牛・鶏の腎臓)

前回会合は MRL を決定する以前に代謝や組織分布に関するフルデータが必要であることと、MRL が高すぎるのではないかとの意見が出た。JECFA は今後提出される追加データを検討し、評価を完了するまではステップ 4 に留め置くことで合意した。

適切な安全性評価に基づいた MRL が採択されるよう適宜対処したい。

デラカンテル (羊の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪)

前回会合はニュージーランドから摂取量の計算に使用されたマーカー残留と総残留の比率に懸念が示し、IFAH (世界動物薬連盟) は JECFA とは違った計算方法による、より低い MRL の設定の検討を提言した。このような残留試験データの解釈の違いによる ADI の見直しの JECFA への要請を受けて、本医薬品を再評価の優先リストに追加し、ステップ 4 に留め置くことに合意した。

適切な安全性評価に基づいた MRL が採択されるよう適宜対処したい。

議題 6 人の健康への懸念から JECFA が一日許容摂取量 (ADI) 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告

前回会合では、JECFA が人への健康への懸念から ADI/MRL を設定しないと結論付けた 12 物質 (8 種) の動物用医薬品について、当該医薬品を使用するべきではない (Option A) 及び各国政府などが独自でリスク管理措置を検討する (Option B) の 2 つの選択肢で議論がなされた。日本は、Option A を支持し、まず、JECFA で明らかにヒトの健康に悪影響を与えると評価された 4 物質 (クロラムフェニコール、マラカイドグリーン、カルバドックス、フラゾリドン) を使用禁止にするべきであると主張し、多数の国から支持を得た。第 18 回 CCRVDF で使用禁止が合意されていたマラカイドグリーンとクロラムフェニコールは、作業部会で作成されたリスク管理措置案「各規制当局は食品中の当該成分の残留を防ぐべきである。このことは食用動物に当該成分を使用しないことによって達成される。」が、部会として正式に採択された。カルバドックスについては、米国が国内承認を有することから現部会でのリスク管理措置決定の猶予を要請したため、電子作業部会 (EWG) で引き続き検討されることとされた。

カルバドックス、ニトロフラン類 (2 物質)、クロルプロマジン、スチルベン類、オラキンドックス、ニトロイミダゾール類 (4 物質) を食用動物に使用すべきでないとする勧告が早期に策定されるよう、引き続き対応したい。

議題 7 一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案

前回会合では、総会により新規作業として承認された一斉分析法の性能特徴の策定に関してドラフトを基に議論がなされたが、一斉分析法の性能基準についても、個々の分析対象化合物が満たすべき基準は個別分析法と同様であり、個別分析法の性能基準については既に CAC/GL 71-2009 が策定されているが、これらを考慮して、一斉分析法についても個別分析法と同様の性能基準が策定することを支持する立場で対処した。その結果、現在のドラフトを大幅に短縮した上で、CAC/GL 71-2009 に対して一斉分析法の性能基準及び一般的なバリデーションプロトコルを追加するための案を作成することで合意された。

日本の分析法開発及び使用の現状を踏まえつつ、実行可能性を考慮したガイドラインとなるよう、適宜対応したい。

議題 8 リスク分析の原則

(a)他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿についてのリスクアナリシスポリシー

前回会合においては、文書で示された優先度の高い物質のリストの検討は時期尚早であるとして検討されなかった。JECFA は外挿について議論を続けているが、リスクアセスメントポリシー案を、外挿を行うことのできる生物種、外挿を行う際のクライテリア

に関する問い合わせと共に、JECFA に提出し助言を求めることとした。また、リスクアセスメントポリシー案を回付し、各国にコメントと文書に蜂蜜を含めるかどうかについて回答を求めることとなった。この中にはほ乳類から魚類に外挿した際の懸念についても言及があった。

資料未着であるが、外挿については十分な科学的根拠に基づくルールを策定すべきとの立場で対応したい。

(b)CCRVDf の改正 Concern Form

今回は Concern form の使用について支持は多く集めたものの、その運用にはさらに作業が必要で、EWG で concern form の scope などを検討した上で文書を回付し、提出されたコメントを踏まえて、次回の部会の直前に、物理的作業部会を行うことが合意された。

今次会合では適切な MRL 設定に資する concern form とするために必要なフォーマットや手続きが定められるよう対応したい。